



神奈川県

くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課

第4期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画

～犯罪被害者等を温かく支える地域社会を目指して～

令和6年3月

はじめに

犯罪等に巻き込まれることは決して他人ごとではなく、誰もが一瞬にして犯罪被害者やそのご家族となるリスクを抱えています。

犯罪被害者やご家族の苦しみをできる限り軽減し、一日も早く穏やかな生活を取り戻していただくためには、行政、警察、関係機関が連携したきめ細かな支援が必要です。また、弱い立場に置かれた子どもや若者が性犯罪・性暴力などの被害にあう事案が後を絶たず、潜在化しやすい子ども等の被害に対し、支援が十分に届くよう体制を整備することが求められています。

県は平成21年に、神奈川県犯罪被害者等支援条例を制定し、これに基づき5年間の神奈川県犯罪被害者等支援推進計画を定め、県と県警、民間支援団体が一体的に運営する、かながわ犯罪被害者サポートステーションを開設するなど、全国に先駆けた取組を進めてきました。

第3期計画期間においては、令和元年10月から、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」に「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」を開設し、令和4年10月からは、基幹病院における証拠採取等を開始するなど、支援の充実を図ってきました。また、令和2年7月に条例を改正し、「二次被害」について定義付けを行い、二次被害防止の取組も進めてきました。

このたび、犯罪被害者等支援の推進のため、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間として、引き続き、犯罪被害者等を温かく支える地域づくりを目指し、第4期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画を策定しました。今後、本計画に基づき、県下一律の犯罪被害者等見舞金制度や、市町村が実施する日常生活支援に対する補助制度など新たな施策等に取り組み、市町村や関係する機関の皆様と緊密に連携・協力しながら、犯罪被害者等支援施策のより一層の充実・強化を図ってまいります。

この計画の策定に当たり、神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会の委員の皆様をはじめ、市町村や関係機関の皆様、県民の皆様から、貴重なご意見やご提案をいただきました。ここに、皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、引き続き、犯罪被害者等支援の推進にご理解とお力添えをお願いいたします。

令和6年3月

神奈川県知事
高岩祐治



目 次

I	計画の基本的考え方	
1	計画の趣旨	1
2	第3期計画までの取組の概要	1
3	計画改定について	2
4	計画の性格	2
5	計画の対象	3
6	計画期間	3
7	進行管理等	3
II	犯罪被害等の現状	
1	県内の犯罪等の発生状況	5
2	犯罪被害者等の状況	8
3	犯罪被害に対する県民の意識	12
III	充実・強化すべき取組	17
IV	計画の内容	
1	基本目標	18
2	施策の体系	18
	体系図	20
3	具体的な取組	
	施策の基本方向1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携	22
	施策の基本方向2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供	36
	施策の基本方向3 県民・事業者の理解の促進	46
	施策の基本方向4 犯罪被害者等を支える人材の育成	52
V	計画の推進体制	54
VI	附属資料	
	資料1 第3期犯罪被害者等支援推進計画における重点的取組の実施状況 とその評価	56
	資料2 令和5年度神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会	85
	資料3 神奈川県犯罪被害者等支援条例	86

I 計画の基本的考え方

1 計画の趣旨

犯罪等の被害者やそのご家族、ご遺族の方々の多くは、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった、その犯罪等によって引き起こされる直接的な被害に加え、心身の不調や、治療費の負担などの経済的な問題、新たな住居の確保など、様々な問題に苦しめられています。

また、学校におけるいじめや不適切な指導、性犯罪・性暴力などの犯罪・ハラスメント等が深刻な社会問題となっています。国の「第4次犯罪被害者等基本計画」の基本方針の中でも、「自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等や、自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害にあったこと等により心身に悪影響を受けるおそれがある子供等のニーズを正確に把握し、適切に実施されなければならない。」とされています。潜在化しやすい子ども等の被害に対し、特に、子どもが多く時間を過ごす学校において、支援が十分に届くよう体制を整備することが求められています。

さらに、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、配慮に欠ける対応や言動、さらには、プライバシーの侵害や名誉棄損などによって精神的な苦痛や心身の不調等の二次被害を受けることも少なくありません。犯罪被害者等は、こうした二次被害によって、それまで日常生活や社会生活を送る場であった近隣、職場、学校などから距離を置いたり、通えなくなったりして、孤立せざるを得ない状況に追い込まれることもあり、二次被害は、非常に深刻な問題です。

このような状況にある犯罪被害者等が、早期に平穏な日常生活を取り戻すためには、身近な行政である地方公共団体が、様々な関係機関と連携し、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を途切れることなく提供するとともに、県民や事業者など周囲の人々が、犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、二次被害が生じることのないよう十分配慮して、犯罪被害者等を支えることが必要です。

県では、犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減と犯罪被害者等を支える地域社会の形成を進めるため、平成21年に「神奈川県犯罪被害者等支援条例(以下「条例」という。)」を制定し、条例に基づいて、犯罪被害者等への支援施策を総合的、計画的に推進するため、「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しています。

2 第3期計画までの取組の概要

(1) 第1期計画(平成21年度～平成25年度)の取組

平成21年4月に策定した計画では、県、県警察、民間支援団体が一体となって総

合的な支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。24ページ参照）を設置し、様々な関係機関と連携して、犯罪被害者等への支援を提供するとともに、県民や事業者に犯罪被害者等への理解を深めていただくための取組を行うなど、様々な施策を展開してきました。

（２）第２期計画（平成26年度～平成30年度）の取組

第２期計画がスタートした平成26年度からは、警察に届出を躊躇する方も多い、性犯罪や性暴力の被害者の相談に、24時間365日に対応するホットラインを開始しました。

その後、平成29年８月、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。24ページ参照）を開設し、電話相談に加えて、協力医療機関への付添いや、受診費用の負担など、支援の充実を図ってきました。

（３）第３期計画（令和元年度～令和５年度）の取組

令和２年７月に条例を改正し、「二次被害」について定義付けを行い、二次被害防止の取組を進めてきました。

また、令和元年10月に、「かならいん」に「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」を開設、令和４年10月に、基幹病院における証拠採取等を開始する等、支援の充実を図ってきました。

3 計画改定について

県では、第３期計画の最終年度である令和５年６月に、各年度の取組の実施状況を取りまとめて公表し、県民の皆様をはじめ、市町村、関係団体から意見を伺いました。

さらに、有識者、犯罪被害者等当事者団体、市町村からなる「神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、第３期計画の事業実施状況を評価したうえで、課題を抽出していただきました。

こうした県民の皆様、市町村、関係団体、検討委員会等の意見を踏まえ、犯罪被害者等支援の、より一層の充実を図るため、第４期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画（以下「計画」という。）を策定しました。

4 計画の性格

この計画は、条例第８条の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標や施策の方向、県が取り組むべき犯罪被害者等支援施策を定める行政計画です。また、県の総合計画を補完する個別計画です。

5 計画の対象

条例第2条では、犯罪被害者等を「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、県内に住所を有する者をいう。」としていることから、計画で定める犯罪被害者等支援施策は、原則として県民を対象としたものとします。

6 計画期間

この計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

7 進行管理等

年度ごとに前年度の施策・事業の実施状況と当該年度の事業計画を取りまとめて公表するとともに、進捗状況を点検し、必要に応じて施策・事業の見直しを行いながら計画を推進します。

また、随時、支援施策を利用した犯罪被害者等から意見を求め施策に反映します。

計画の中間年度（令和8年度）及び最終年度（令和10年度）には、前年度までの施策・事業の実施状況と当該年度の事業計画を取りまとめて公表し、県民の皆様の意見をはじめ、市町村、関係団体などから意見を伺います。そして、有識者等で構成する検討委員会において施策の総合的な検証を行い、検討委員会での検証結果を踏まえ、必要な対応を行います。

なお、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等により、必要に応じて、計画を見直すこととします。

【参考 計画とSDGsとの関係】

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月に国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標です。県の政策の基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の実現は、「いのち」を起点として「持続可能な神奈川」を実現することであり、SDGsの理念と方向性を同じくしています。

本計画における基本目標も、SDGsの理念を共有するものであり、本計画に定める施策・事業の展開を図ることにより、持続可能な神奈川の実現を図り、SDGsの目標達成にも役割を果たしていきます。

（参考 SDGsの17の目標（ゴール）のうち、計画と関連の強いもの）

	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

Ⅱ 犯罪被害等の現状

1 県内の犯罪等の発生状況

全国における刑法犯の認知件数は、平成14年以降減少し、令和5年は、70万3,351件となっています。（認知件数は、警察において発生を認知した件数を指します。）

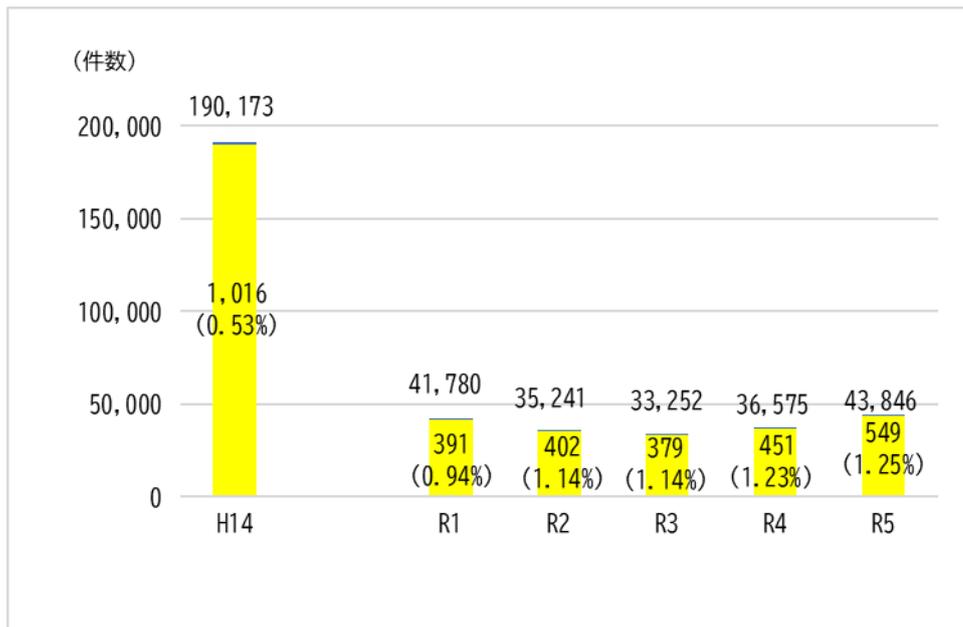
神奈川県内の刑法犯認知件数も、平成14年には19万173件と戦後最悪を記録しましたが、平成15年以降、減少傾向となり、令和5年は4万3,846件と、平成14年の約23.1%の件数となりました。

しかしながら、性犯罪（本計画においては、不同意（強制）性交等（強姦）、不同意（強制）わいせつをいう。）の認知件数は、平成14年の1,016件から令和5年は549件と減少したものの、刑法犯に占める性犯罪の割合では、平成14年の0.53%から令和5年は1.25%と増加傾向にあります。

また、交通事故死者数は、令和5年は115人と減少傾向にあるものの、未だ厳しい情勢にあります。

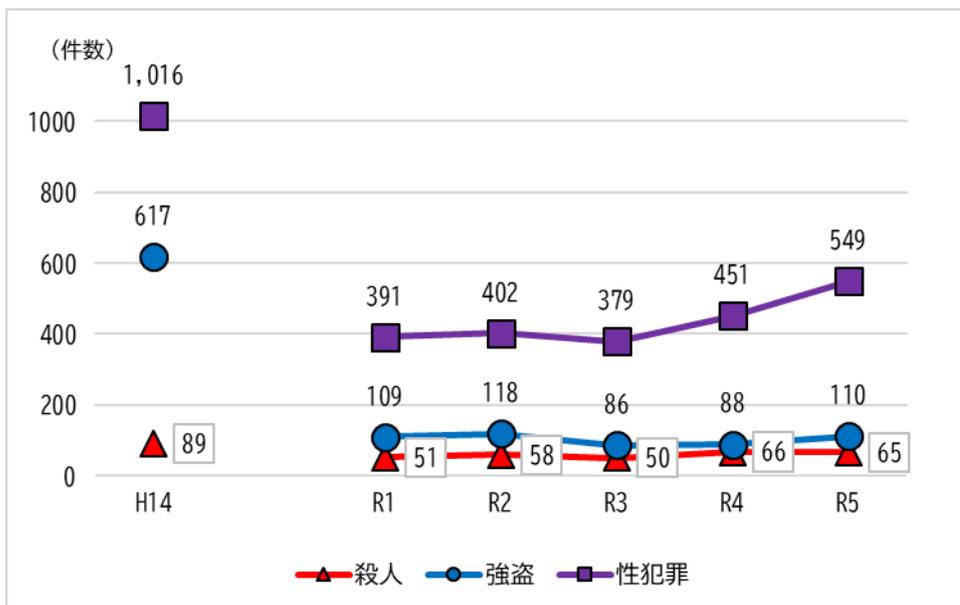
なお、条例では、犯罪被害者等を「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者及びその家族又は遺族」と広範に捉えており、また、例えば性犯罪の被害者は被害の届出をためらうケースが多いことなどを考慮すると、支援の対象となる犯罪被害者等は、刑法犯や交通事故などの被害者にとどまるものではありません。

■図表 県内の刑法犯認知件数と性犯罪認知件数の割合



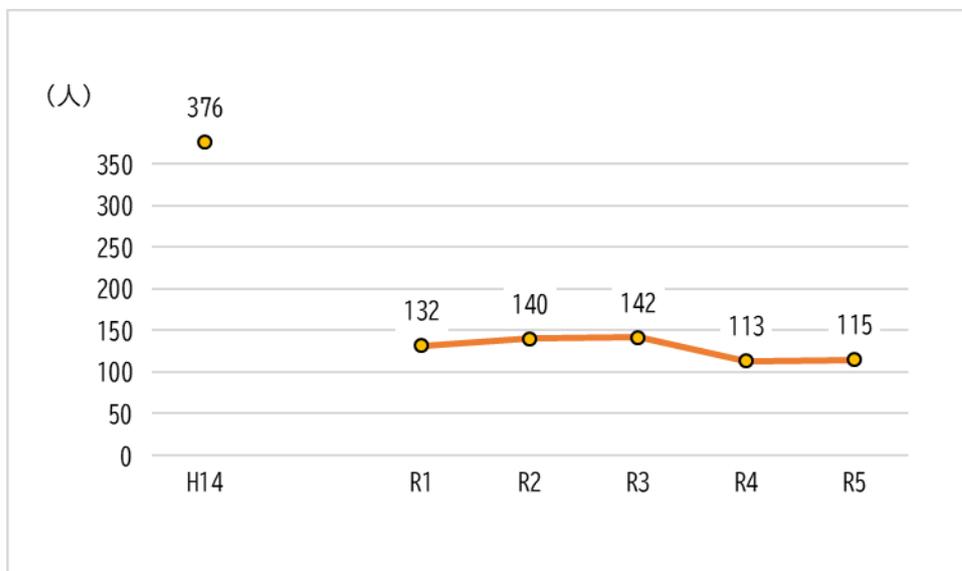
●神奈川県警察本部調べ。

■図表 県内の殺人、強盗及び性犯罪の認知件数の推移



●神奈川県警察本部調べ。

■図表 県内の交通事故死者数の推移



●神奈川県警察本部調べ。

神奈川県警察の調査によると、県内の刑法犯の認知件数を、犯罪種別ごとに見ると、次のようになります。

■図表 県内における刑法犯の認知件数

罪種/年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総数	41,780	35,241	33,252	36,575	43,846
凶悪犯	252	286	237	312	380
殺人	51	58	50	66	65
強盗	109	118	86	88	110
放火	18	30	27	45	32
不同意性交等	74	80	74	113	173
粗暴犯	2,784	2,525	2,359	2,732	3,064
暴行	1,354	1,272	1,147	1,337	1,551
傷害	1,211	1,076	1,028	1,186	1,273
恐喝	99	57	61	80	91
その他(注1)	120	120	123	129	149
窃盗犯	30,381	25,556	23,970	26,202	32,132
侵入盗	3,415	2,575	2,248	2,159	3,106
乗り物盗	12,269	8,744	8,051	9,748	13,504
非侵入盗	14,697	14,237	13,671	14,295	15,522
知能犯	3,039	2,216	2,278	2,844	3,192
詐欺	2,838	2,039	2,093	2,686	3,009
その他(注2)	201	177	185	158	183
風俗犯	758	764	812	751	770
不同意わいせつ	317	322	305	338	376
その他(注3)	441	442	507	413	394
その他刑法犯	4,566	3,894	3,596	3,734	4,308
逮捕監禁	14	8	19	12	11
略取誘拐・人身売買	13	3	12	18	34
器物損壊等	2,372	1,953	1,802	1,996	2,235
住居侵入	833	706	691	684	800
その他(注4)	1,334	1,224	1,072	1,024	1,228

(注1) 凶器準備集合、脅迫

(注2) 横領、偽造、汚職、あっせん利得処罰法、背任

(注3) 賭博、公然わいせつ、面会要求等、性的姿態撮影等処罰法 等

(注4) 占有離脱物横領、公務執行妨害 等

●神奈川県警察本部調べ。

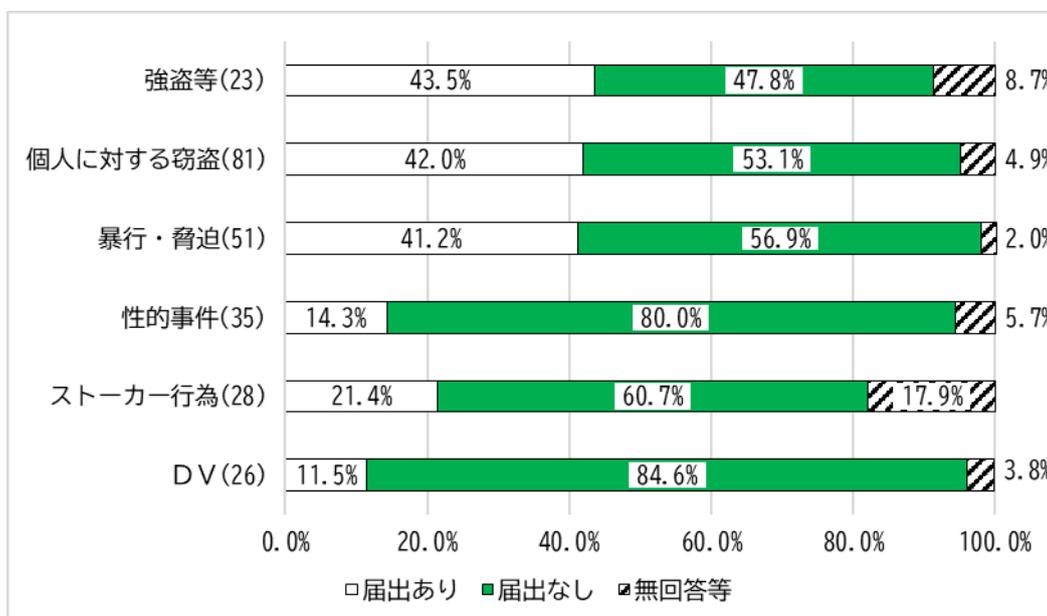
2 犯罪被害者等の状況

(1) 警察への通報状況

ア 被害態様別被害申告率

法務総合研究所が平成31年1月26日から2月末日にかけて、全国から16歳以上の男女6,000人を対象に実施した「第5回犯罪被害実態（暗数）調査」において調査対象とした犯罪被害について、被害態様別に、過去5年間の被害申告率（被害にあった個人のうち、被害（同一の被害態様で複数回ある場合は一番最近のもの）を捜査機関に届け出た比率をいう。）をみると、強盗等、個人に対する窃盗及び暴行・脅迫では4割以上が被害申告をしたのに対し、性的事件、ストーカー行為及びDVでは1割から2割にとどまるなど、被害態様による差が見られました。

■ 図表 被害態様別過去5年間の被害申告率



● 出典：第5回犯罪被害実態（暗数）調査（法務総合研究所）

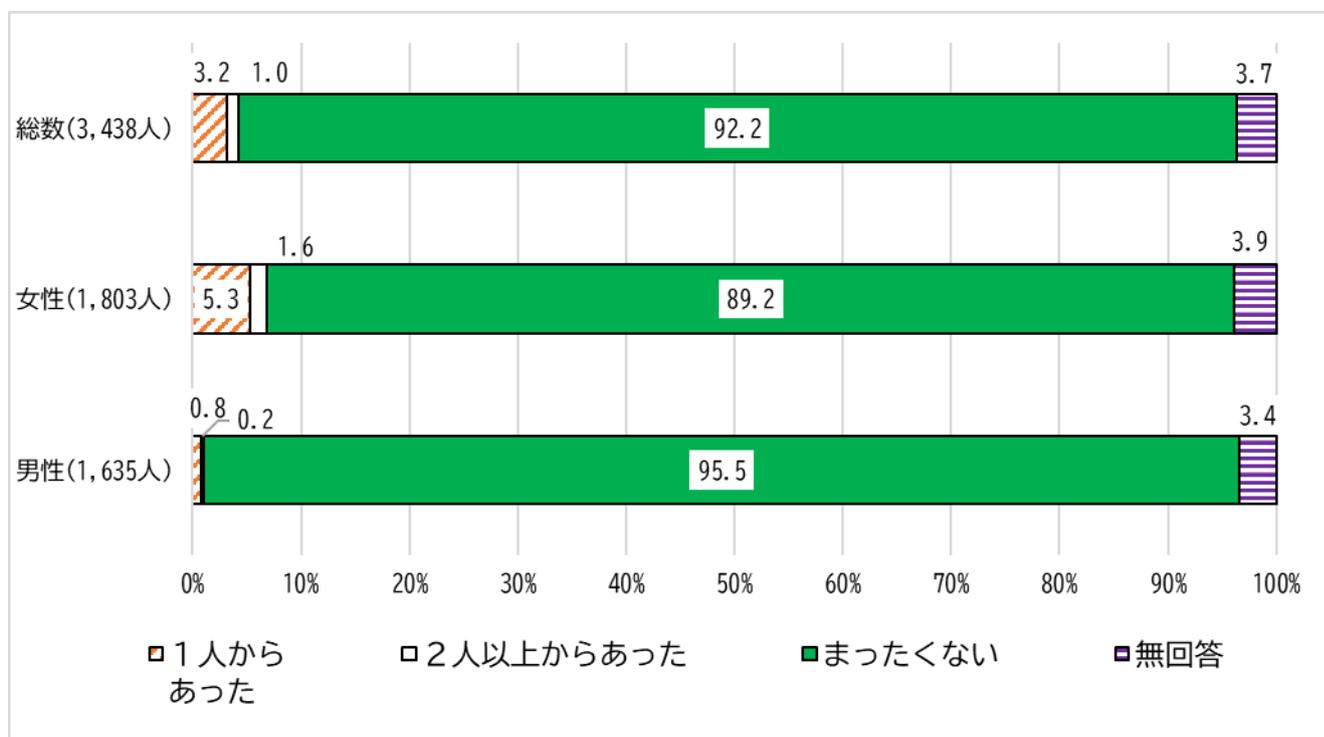
(2) 性犯罪被害者の状況

ア 無理やりに性交等をされた被害経験の有無

内閣府が令和2年11月28日から12月20日にかけて、全国から20歳以上の男女5,000人を対象に実施した「男女間における暴力に関する調査（令和2年度調査）」において、これまでに、相手の性別を問わず、無理やり（暴力や脅迫を用いられたものに限らない）に性交等（性交、肛門性交又は口腔性交）をされたことがあるかを聞いたところ、「1人からあった」が3.2%、「2人以上からあった」が1.0%で、被害経験のある人は4.1%でした。

性別にみると、被害経験のある女性は6.9%、男性は1.0%でした。

■図表 無理やりに性交等をされた被害経験の有無



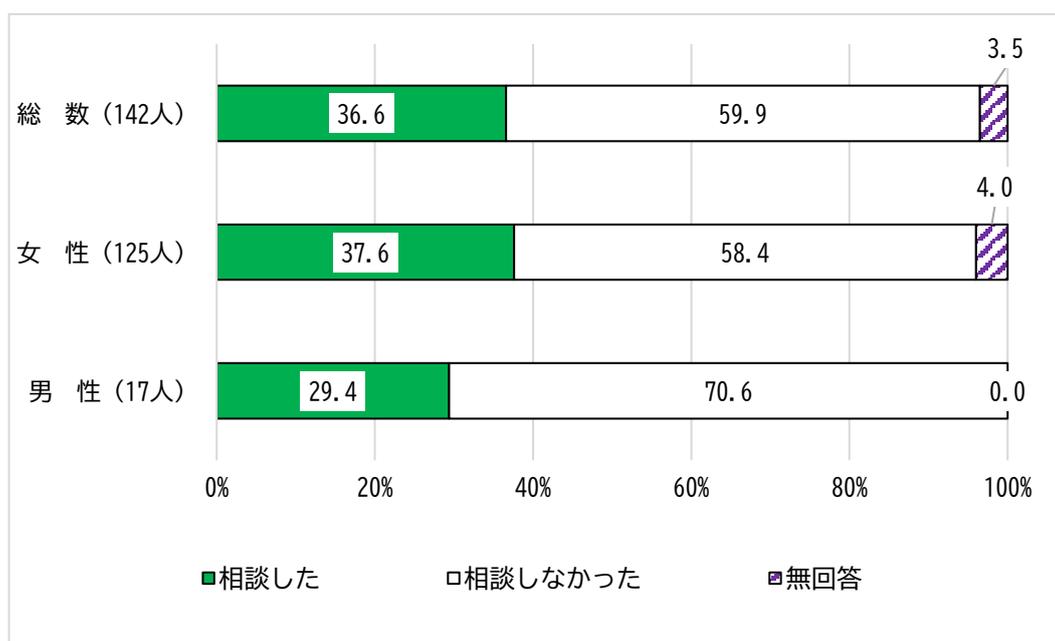
●出典：男女間における暴力に関する調査（令和2年度調査）（内閣府）

イ 無理やりに性交等をされた被害の相談経験

無理やりに性交等をされた被害があった人（142人）に、その被害について、だれかに打ち明けたり、相談したりしたかを尋ねたところ、「相談した」は36.6%、「相談しなかった」は59.9%でした。

性別にみると、被害経験のある女性の58.4%、男性の70.6%が「相談しなかった」と回答しました。

■ 図表 無理やりに性交等をされた被害の相談の有無



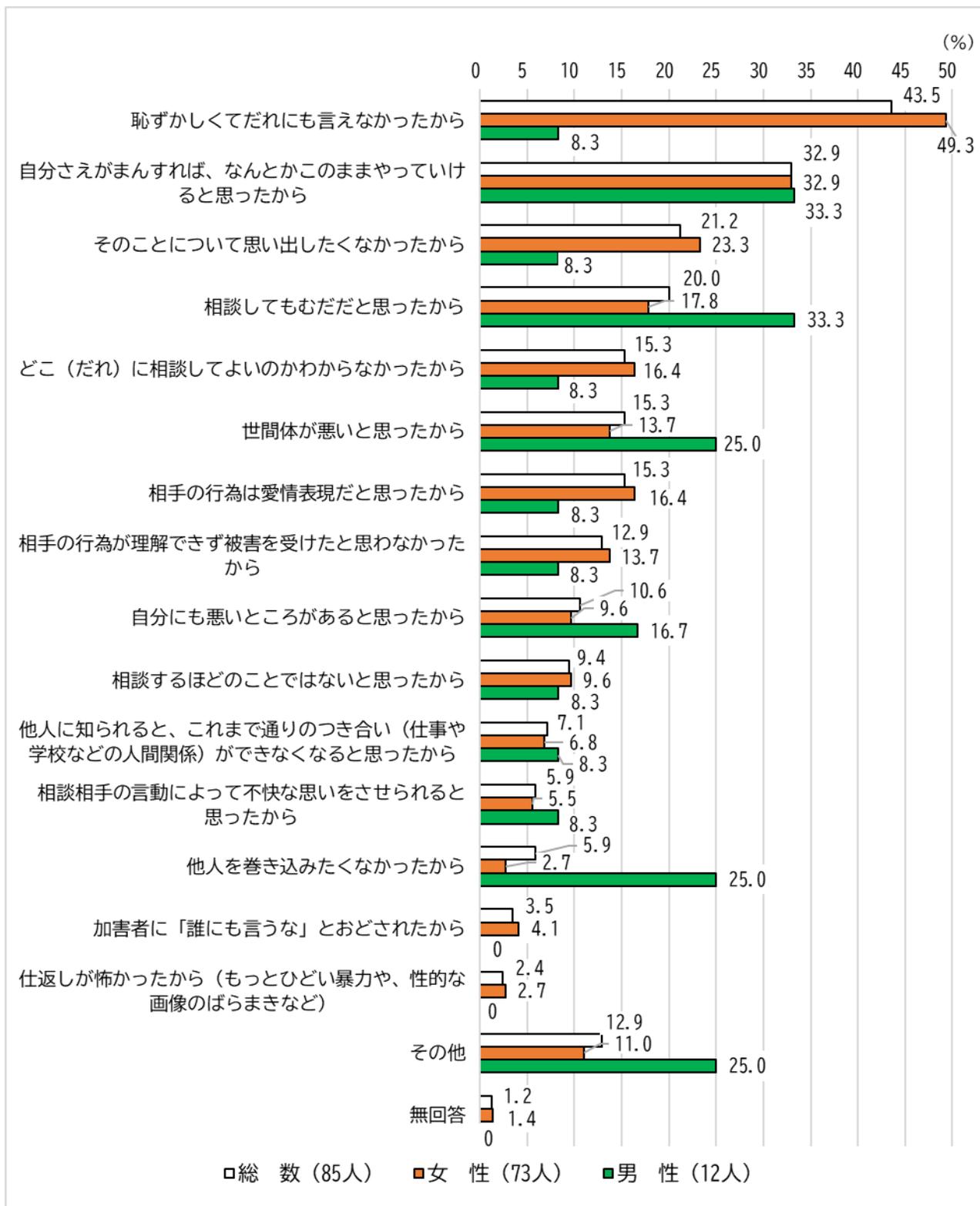
● 出典：男女間における暴力に関する調査（令和2年度調査）（内閣府）

ウ 無理やりに性交等をされた被害を相談しなかった理由

無理やりに性交等をされた被害について、「どこ（だれ）にも相談しなかった」という人（85人）に、相談しなかった理由を尋ねたところ、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」が43.5%と最も多く、次いで「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が32.9%、「そのことについて思い出したくなかったから」が21.2%でした。

性別にみると、女性では「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」が49.3%、男性では「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」「相談してもむだだと思ったから」が、ともに33.3%と最多でした。

■図表 無理やりに性交等をされた被害を相談しなかった理由（複数回答）



●出典：男女間における暴力に関する調査（令和2年度調査）（内閣府）

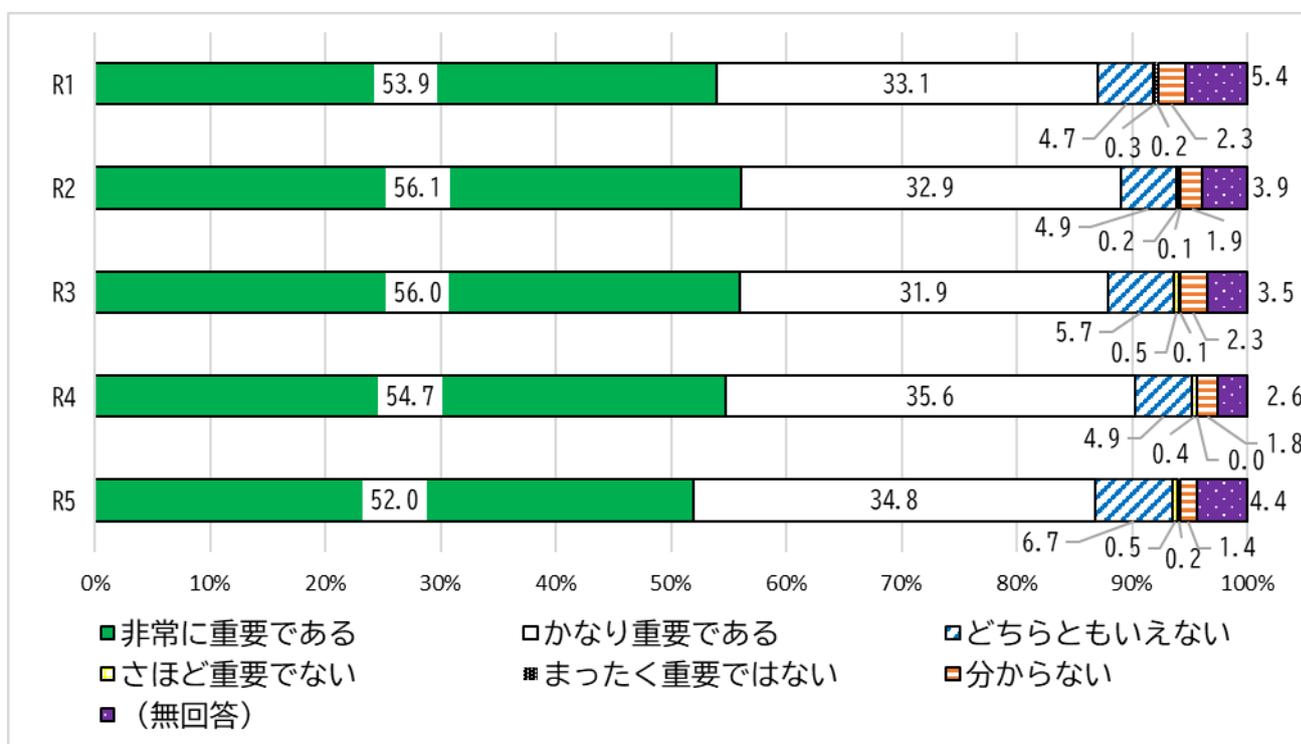
3 犯罪被害に対する県民の意識

(1) 県民ニーズ調査結果

ア 犯罪被害者等支援の重要性に対する意識

県が毎年度、県内在住の満18歳以上の男女（外国籍県民を含む。）3,000人を対象に実施している「県民ニーズ調査（基本調査）」において、犯罪被害にあった場合に、適切かつきめ細かな支援が十分に受けられることについて、「非常に重要である」と「かなり重要である」を合わせた〔重要である〕の回答が、90%前後で推移しており、「さほど重要でない」と「まったく重要でない」を合わせた〔重要でない〕の回答は0.5%前後で推移しています。

■ 図表 犯罪被害者等支援の重要性に対する意識

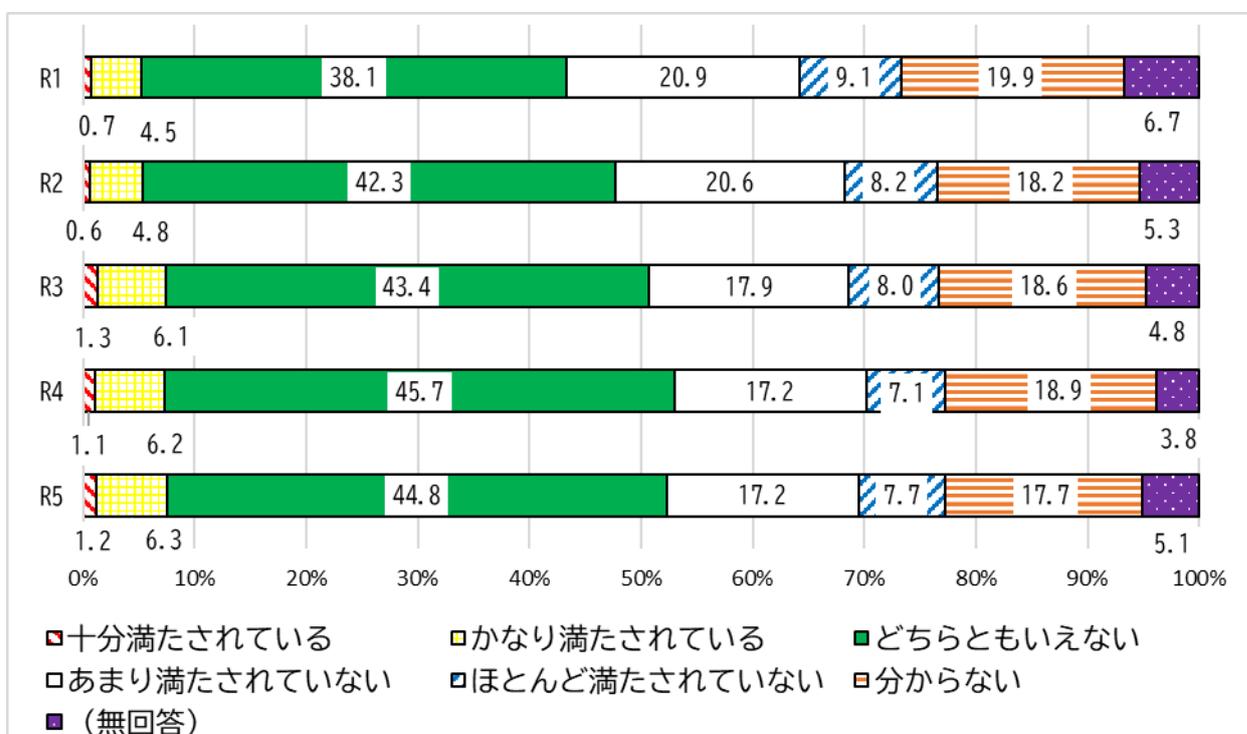


イ 犯罪被害者等支援の満足度に対する意識

犯罪被害にあった場合に、適切かつきめ細かな支援が十分受けられることについて、「十分満たされている」と「かなり満たされている」を合わせた[満たされている]の回答は、令和2年度までは5%前後で推移していましたが、令和5年度は7.5%と増加しています。

一方、「あまり満たされていない」と「ほとんど満たされていない」を合わせた[満たされていない]の回答は、令和元年度は30.0%でしたが、令和5年度には24.9%に減少しています。

■ 図表 犯罪被害者等支援の満足度に対する意識

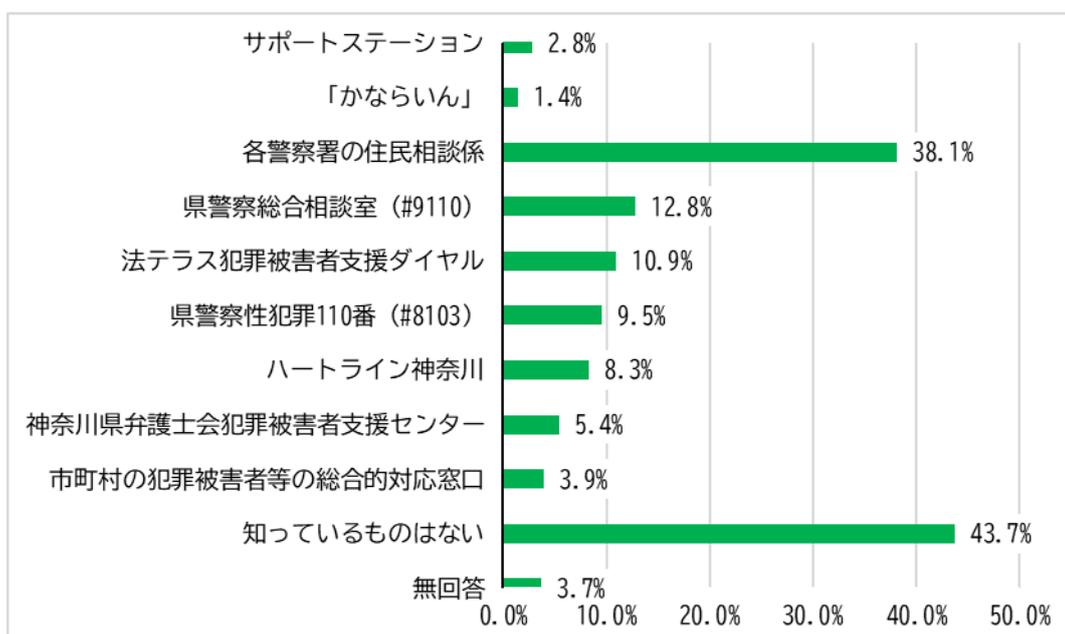


ウ 犯罪被害者等への支援に関する相談機関・窓口の認知度

「令和2年度県民ニーズ調査(第1回課題調査)」において、犯罪被害者等への支援に関する相談機関・窓口について、知っているものを複数回答で尋ねたところ、「各警察署の住民相談係」が38.1%で最も多く、次いで「県警察総合相談室(#9110)」が12.8%でした。

一方、サポートステーションは2.8%、「かならいん」は1.4%でした。

■ 図表 知っている犯罪被害者等への支援に関する相談機関・窓口（複数回答）

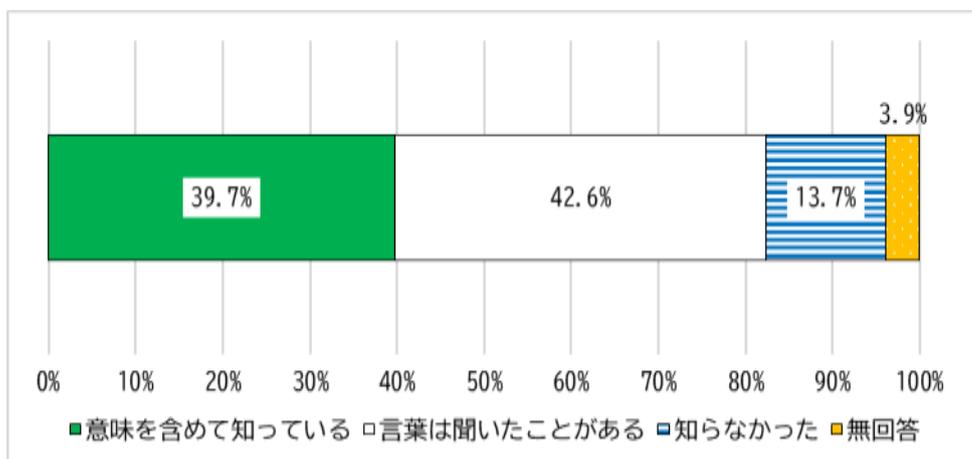


エ 二次被害の認知度

「二次被害」という言葉を知っているか尋ねたところ、「意味を含めて知っている」が39.7%、「言葉は聞いたことがある」が42.6%でした。

一方、「知らなかった」は13.7%でした。

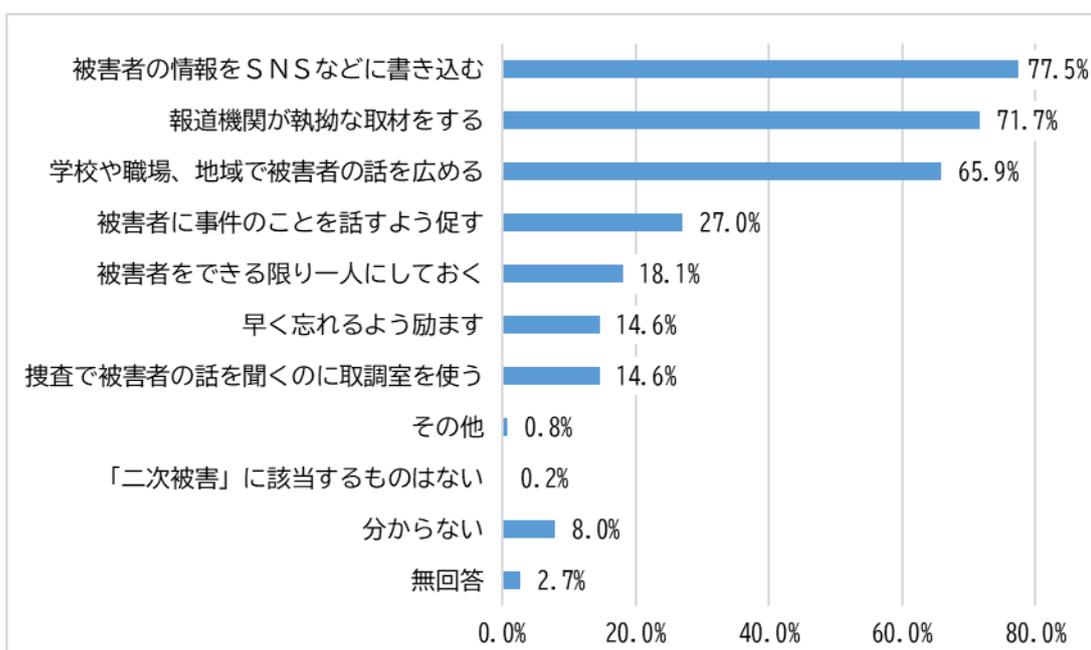
■図表 「二次被害」の認知度



オ 「二次被害」を生じさせる可能性が高いと思うもの

「二次被害」を生じさせる可能性が高いと思うものを複数回答で尋ねたところ、「被害者の情報をSNSなどに書き込む」が77.5%で最も多く、次いで「報道機関が執拗な取材をする」が71.7%でした。

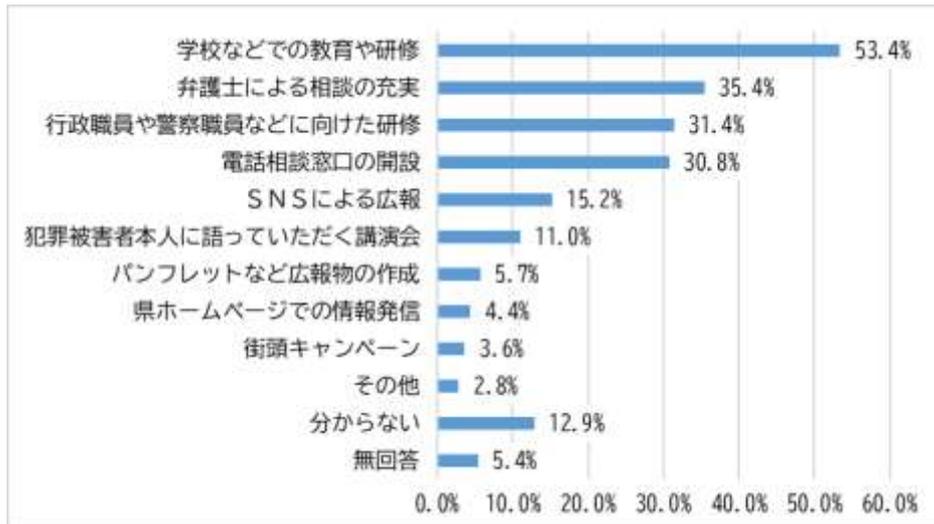
■図表 「二次被害」を生じさせる可能性が高いと思うもの（複数回答）



カ 「二次被害」の防止に効果的だと思う取組

「二次被害」を防止するために効果的だと思う取組を複数回答（3つまで選択可）で尋ねたところ、「学校などでの教育や研修」が53.4%で最も多く、次いで「弁護士による相談の充実」が35.4%でした。

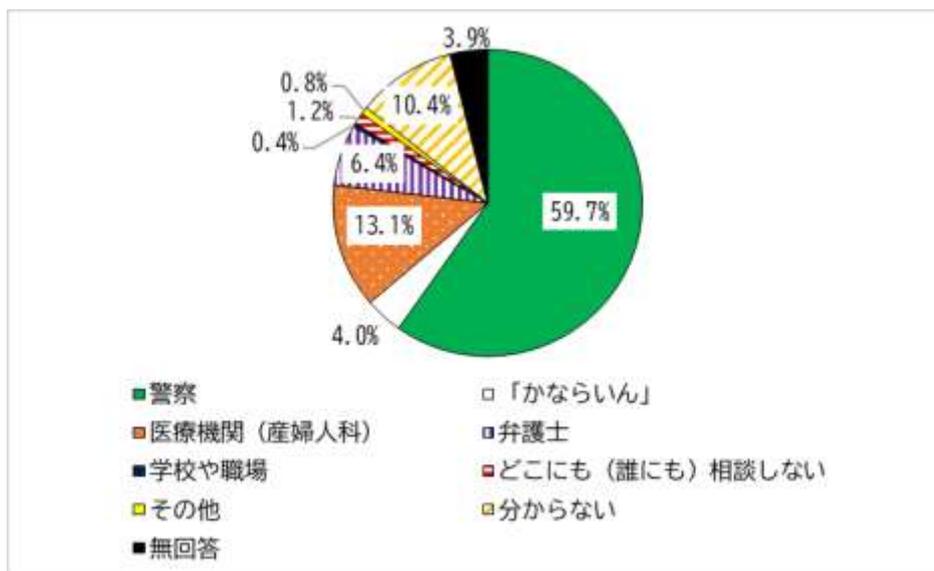
■図表 「二次被害」の防止に効果的だと思う取組（複数回答）



キ 性犯罪や性暴力の被害者となった場合、最初に相談する場所

あなたやあなたの大切な人が性犯罪や性暴力の被害者となった場合、最初にどこに相談するかを尋ねたところ、「警察」が59.7%で最も多く、次いで「医療機関（産婦人科）」が13.1%でした。

■図表 「性犯罪や性暴力の被害者となった場合、最初に相談する場所



Ⅲ 充実・強化すべき取組

本県の犯罪被害者等支援の取組の主な課題とそれに対応して、第4期計画において充実・強化すべき取組は、次のとおりです。

本県の犯罪被害者等支援の取組の主な課題	充実・強化すべき取組
<p>① サポートステーション・「かならいん」に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民への認知度が低い。 ・ 子ども・若者、障がいの程度や状態に関わらず、誰もが相談しやすい環境づくりが求められている。 	<p>犯罪被害者等支援への理解促進と広報の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村や教育委員会、学校等と連携した講演会など普及啓発事業の実施 ・ 子ども・若者にも伝わりやすいWeb媒体等による、より効果的な広報の実施
<p>② 「かならいん」に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産婦人科以外の診療科（精神科、小児科、泌尿器科等）との連携が必要である。 ・ 医療支援を受けやすい環境整備が必要である。 	<p>相談・支援機能の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・若者、障がいの程度や状態に関わらず、誰もが相談しやすい支援体制の整備 ・ 相談員向け研修の充実・強化 ・ 証拠採取等の実施体制の充実 ・ 「かならいん」と産婦人科以外の診療科も含めた医療機関との連携強化
<p>③ 市町村との連携に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の犯罪被害者等への支援の取組に差があることから、居住地による支援の格差が発生している。 ・ 県と市町村の役割分担や、市町村の支援実績を含めた県全体の支援状況が見えにくい。 	<p>市町村の取組に対する支援と連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネーター配置など市町村の取組支援のための連携強化、情報提供、人材育成の更なる充実 ・ 県警察、市町村との役割分担や、具体的連携方法等の共有
<p>④ 経済的支援、日常生活や住居の確保への支援に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的支援のあり方の検討が必要である。 ・ 家事、育児など、生活支援の対応が十分ではない。 ・ 県営住宅の一時利用など、利用実績が低い支援のあり方の検討が必要である。 	<p>経済的支援、日常生活や住居の確保への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見舞金制度の導入や既存の各種社会保障・社会福祉等制度の活用等による経済的負担の軽減に向けた支援の充実 ・ 市町村への財政支援や市町村等との連携による生活支援の充実 ・ より利用しやすい住居支援のあり方の検討
<p>⑤ 犯罪被害者等を支える人材の育成に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談員等の育成に、より力を入れ、質的、量的に支援を一層拡充する必要がある。 	<p>犯罪被害者等を支える人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修等を充実し、様々な相談に対応できる相談員等の育成 ・ 子ども・若者等への性被害に的確に対応できる人材の育成

IV 計画の内容

1 基本目標

犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標として、条例を踏まえ、第3期計画から引き続き、次の2つの「基本目標」を設定し、「犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくり」を目指します。

～犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくりを目指して～

基本目標1 犯罪等により壊された日常生活の早期回復

思いがけず犯罪等の被害にあい、精神的、身体的に、また、生活面においても非常に厳しい状況に置かれている犯罪被害者等が、早期に平穏な日常生活を取り戻せるよう、犯罪被害者等の受けた被害をできる限り早く軽減し、回復することを最も基本的な目標として位置づけます。

基本目標2 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、二次被害を受けることも少なくありません。犯罪被害者等は、二次被害によって、孤立せざるを得ない状況に追い込まれることもあり、二次被害は、非常に深刻な問題です。そこで、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮し、県民全体で犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくりを目標として位置づけます。

2 施策の体系

(1) 施策の基本方向

2つの基本目標に向け、次の4つの基本方向に沿って施策・事業を進めます。

施策の基本方向1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携

施策の基本方向2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

施策の基本方向3 県民・事業者の理解の促進

施策の基本方向4 犯罪被害者等を支える人材の育成

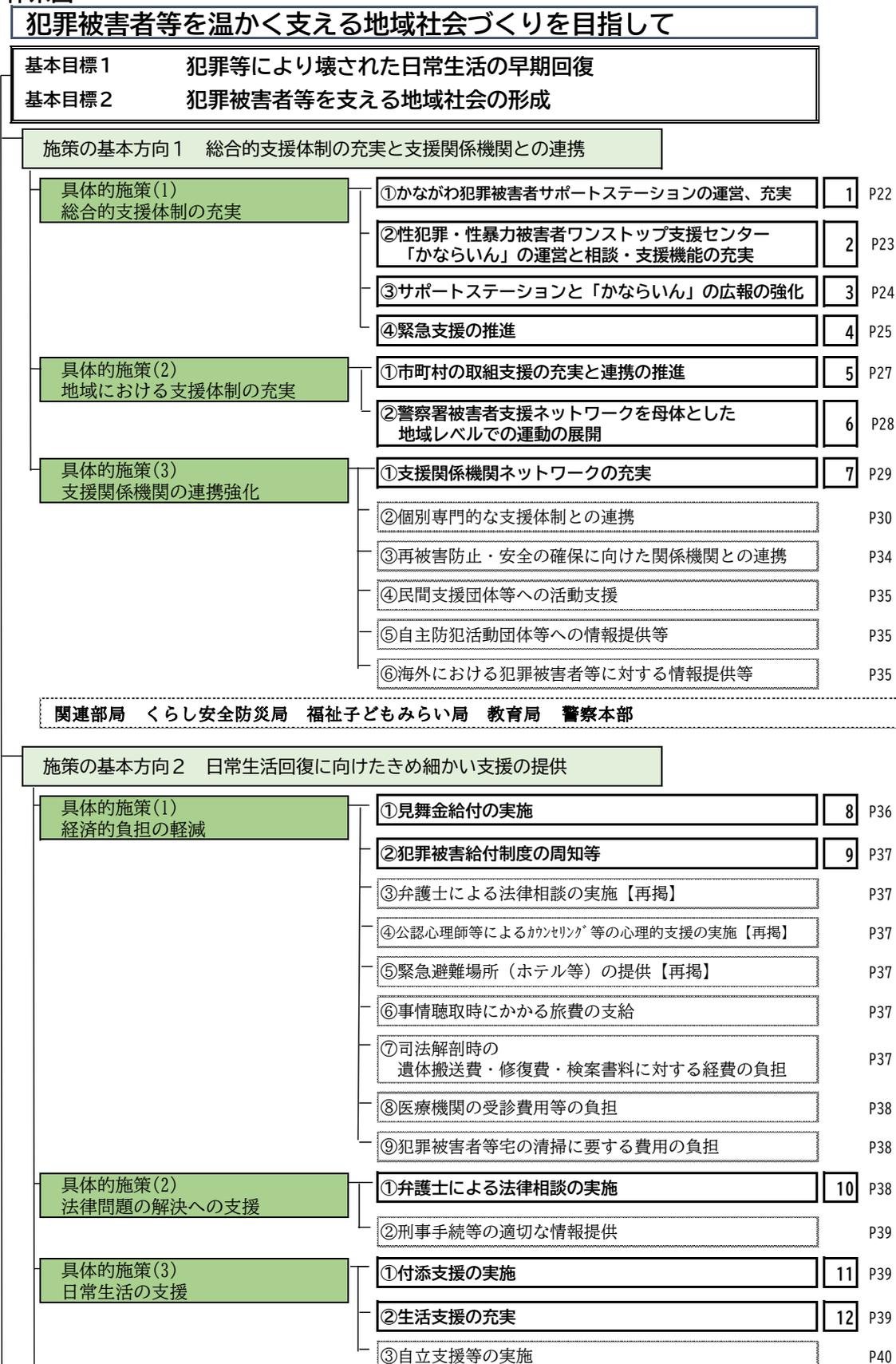
(2) 重点的取組

犯罪被害者等支援施策は多岐にわたることから、5年間の計画期間で、重点的に取り組む25本の取組を「重点的取組」と位置づけて実施していきます。

(3) 体系図

施策の体系図は20ページ、21ページのとおりとします。

体系図



具体的施策(4) 心身に受けた影響からの回復	①公認心理師等によるカウンセリング等の心理的支援の実施	13	P41
	②精神科の受診の支援	14	P41
	③自助グループの紹介	15	P41
	④子ども・若者に対する相談、支援の充実	16	P42
	⑤犯罪被害者等に対する適切な医療の提供		P43
	⑥被虐待児童、高齢者、障がい者への対応【1(3)②の再掲】		P43
	⑦DV被害、ストーカー被害への対応【1(3)②再掲】		P43
	⑧高次脳機能障がいがあり 生活に困難を生じている方への支援		P43
	⑨犯罪被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備		P44
具体的施策(5) 一時的な住居の提供等	①緊急避難場所(ホテル等)の提供	17	P45
	②住居の確保への支援	18	P45
	③DV被害者をはじめとした 困難な問題を抱える女性や被虐待児童の一時保護		P45
	④困難な問題を抱える女性の住居の確保への助言		P46
関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 国土整備局 教育局 警察本部			
施策の基本方向3 県民・事業者の理解の促進			
具体的施策(1) 県民・事業者の理解の促進	①犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進	19	P46
	②犯罪被害者等理解促進講座の実施	20	P47
	③神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり 推進協議会を母体とした県民運動の展開	21	P47
	④様々な機会・媒体を用いた情報の提供		P48
	⑤交通事故防止・犯罪被害防止についての 普及啓発の推進		P49
	⑥いのちの大切さに関する教育の推進		P50
	⑦人権教育、犯罪防止教育の推進		P51
	⑧「生命(いのち)の安全教育」の推進		P51
関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 教育局 警察本部			
施策の基本方向4 犯罪被害者等を支える人材の育成			
具体的施策(1) 犯罪被害者等を支える人材の育成	①犯罪被害者等支援員養成講座の実施	22	P52
	②支援者、相談員等に対する研修等の実施	23	P52
	③支援者、相談員等を支える取組の実施	24	P53
	④支援ボランティア登録制度の運用	25	P53
	⑤専門性の強化促進		P53
関連部局 暮らし安全防災局 福祉子どもみらい局 健康医療局 教育局 警察本部			

〇25本の重点的取組は、太枠で囲んで表記。(右側に通し番号 1 ~ 25 を付記)

3 具体的な取組

施策の体系図にある具体的な取組内容は、次のとおりです。

施策の基本方向1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携

サポートステーション、「かならいん」を運営し、犯罪被害者等からの相談に対応するとともに、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を実施します。また、職員や相談員への研修等により、相談・支援の質的向上を図るとともに、コーディネーターを通じて、市町村や支援関係機関との連携の一層の強化を図ります。

さらに、認知度を高めるための効果的な広報の実施などにより、犯罪被害者等に必要の支援が着実に提供されるよう、体制を充実させていきます。

万が一、犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合には、市町村や支援関係機関とも連携し、迅速かつ円滑な支援を行います。

具体的施策（1）総合的支援体制の充実

① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実

■重点的取組 1

- 事件後の初期的支援から中長期的支援に至るまで、一つの窓口で必要とする情報や支援を一元的に受けられる「場」として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、関係機関と連携して、犯罪被害者等に対して総合的にきめ細かい支援を提供します。
 - ・ サポートステーションにおける相談、法律相談やカウンセリングなど各種支援の提供
 - ・ 関係機関の支援メニューを一覧にした「支援シート」や、「市町村職員向け犯罪被害者ハンドブック」の運用

② 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の運営と相談・支援機能の充実 **重点的取組** 2

- 警察への届出を躊躇することの多い性犯罪・性暴力の被害者が、いつでも安心して相談し、必要な支援がワンストップで受けられる「かならいん」の運営を継続しつつ、相談・支援の充実を図ります。
- SNSの活用をはじめ、子ども・若者、障がいの程度や状態に関わらず、誰もが相談しやすい支援体制について、整備を進めます。
- 職員や相談員への研修をより充実させ、相談・支援の質的向上を図ります。
- 産婦人科以外の診療科（精神科、小児科、泌尿器科等）も含めた医療機関との連携を強化します。
- 障がい者支援の関係部署を含め、性犯罪・性暴力に関係する様々な窓口の担当者による事例検討等を含めた連絡会議を開催します。
- 性犯罪・性暴力被害者への対応として、性暴力対応看護師（SANE）養成のための研修や、産婦人科をはじめとした医療従事者等の育成を図る研修会等を実施し、医療機関とのネットワークを形成します。
- 地域に出向くなどして医療機関や市町村関係者向けの研修を実施し、連携・協力を深めます。
- ワンストップ支援センターの設置形態や支援のあり方について、民間支援団体との連携や病院拠点型など、他都道府県での運営状況の情報収集を行い、支援体制の充実に向けて検討します。また、証拠採取等の対応医療機関の拡充を進め、新たな証拠保管庫の整備を行うなど、体制の充実を図ります。

<SANE（性暴力対応看護師）>

性暴力対応看護師とは、看護ケアに必要な性暴力に関連する心理・身体・社会及び法医学的な知識・技術・態度について、専門的な教育を受けた看護師資格をもつ者。

SANE：Sexual Assault Nurse Examinerの頭文字をとった言葉

<証拠採取等>

証拠採取等とは、加害者由来のDNA等が含まれ、証拠となる可能性のある体液等を、後に被害者が届出の決意をした場合に備え、あらかじめ、医療機関で被害者から採取し、保管しておく仕組み。

③ サポートステーションと「かならいん」の広報の強化 重点的取組 3

- 様々な機会を通じて、サポートステーションや「かならいん」の存在や活動内容を周知するため、効果的な広報を行います。
- 市町村や教育委員会、学校等と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、理解促進を図ります。(5 19の再掲)
 - ・ 市町村等と連携した広報の強化
 - ・ 市町村の広報媒体（ホームページ、広報紙等）などを通じた情報提供
 - ・ 市町村や関係団体等と連携した各種研修会等での情報提供
 - ・ 子ども・若者にも伝わりやすい、Web媒体等による、より効果的な広報の実施
 - ・ ホームページ等によりサポートステーションや「かならいん」の活動をわかりやすく紹介
 - ・ 不特定多数が利用する化粧室や、教育機関等への広報用カード等の設置の拡大

<かながわ犯罪被害者サポートステーション>

神奈川県犯罪被害者等支援条例に基づき開設された施設。

犯罪などの被害にあわれた方やその家族からのさまざまな相談に応じ、必要とする情報や、法律相談、カウンセリングなどの支援を総合的に提供するため、県、県警察、神奈川被害者支援センターが一体となって運営している。

<かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」>

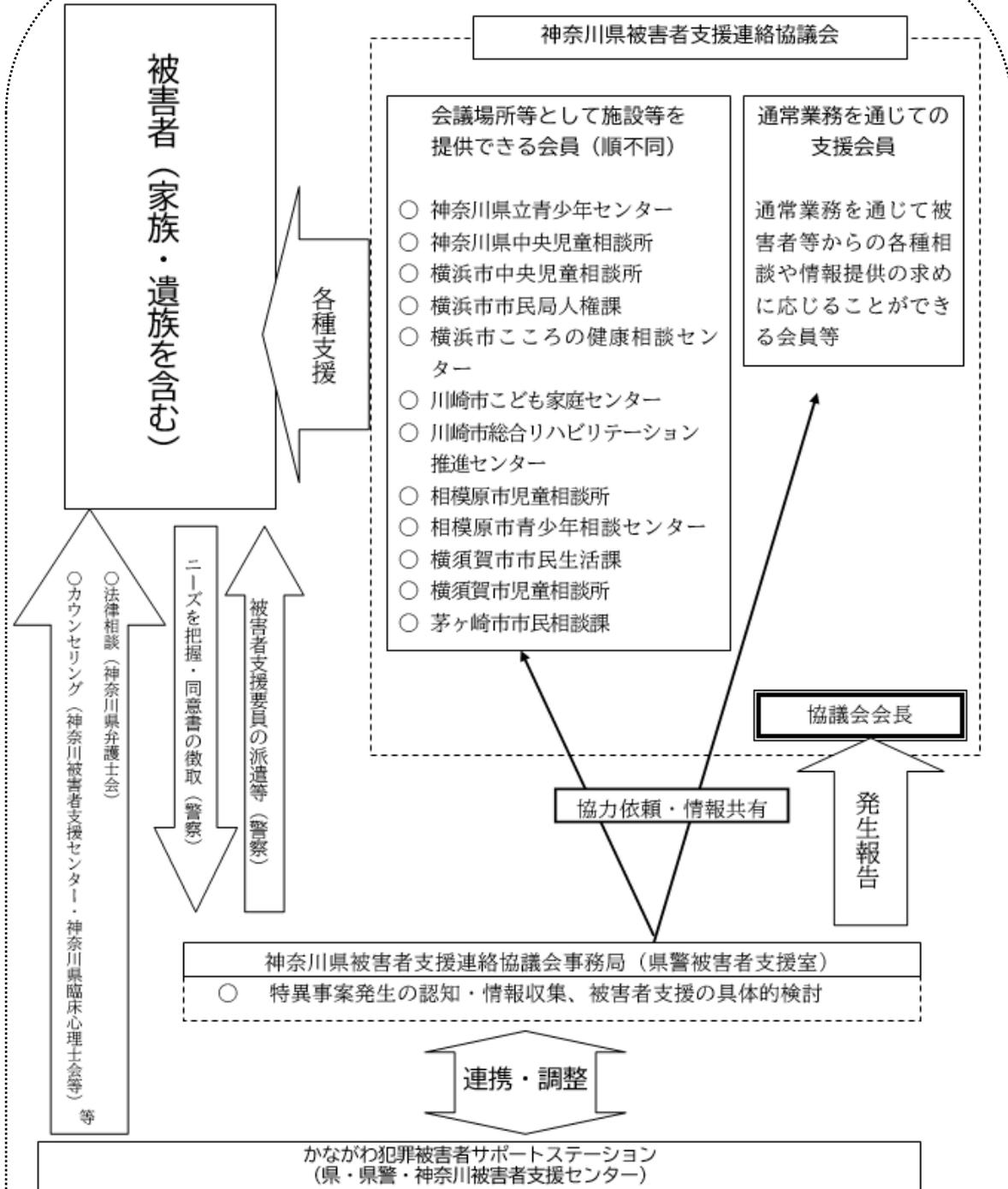
性別・年齢等問わず、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方やそのご家族からの電話相談に 24 時間 365 日対応し、必要に応じて面接相談や医療機関の受診等の支援を行っている。

また、「かならいん」内に、「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」をあわせて開設している。

④ 緊急支援の推進 重点的取組 4

- 重大事案が発生した場合の市町村など、関係機関との連携態勢、役割分担等について検討します。
- 休日、夜間における市町村、関係機関との連絡体制の確立を図ります。
- 県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、迅速かつ円滑な支援を行います。
- 県警察において、多数の死傷者を伴う事件等にも対応できるよう、「大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領」に基づいて、支援を行います。
- かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいて、神奈川県被害者支援連絡協議会で構成する「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」を中心に、関係機関・団体と連携しながら緊急支援を行います。支援にあたっては、事案の内容に応じ、事件を目撃した方などを含め、柔軟に対応します。
 - ・ 初期的支援については、犯罪被害者支援に精通したカウンセラー等による支援ができるだけ早期に開始できるよう、警察のほか、サポートステーション等においても、関係機関等を通じて犯罪被害者等に積極的に働きかけるなど、さまざまな手法で犯罪被害者等のニーズの把握に努め、必要な支援につなげます。
 - ・ 中長期支援については、個別の面接によるカウンセリングのほか、「遺族の会」や、自助グループなど、犯罪被害者等のグループに対し、カウンセラーを派遣するなど、より参加しやすい形での支援を検討します。
 - ・ 死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合の犯罪被害者等の支援については、発生場所や事案の内容に応じ、犯罪被害者等支援の視点で、目撃者等も含め、支援の対象者を適切に判断し、関係機関と連携しながら幅広く柔軟に支援を行います。
- 緊急時の連絡体制の整備や犯罪被害者等についての情報提供のあり方について、市町村や関係機関と具体的に協議します。

【特異事案発生時における総合的な被害者支援体制のイメージ】



※特異事案とは、死傷者が多数に及ぶ事件・事故又は多数の者を人質とする立てこもり等の事件で、その内容、被害者又はその家族若しくは遺族の状態及び社会的反響等を総合して、神奈川県被害者支援連絡協議会会員が協力して被害者等の支援を行うことが適当であると協議会会長が認めるものをいいます。

※神奈川県被害者支援連絡協議会は、犯罪被害者等の支援に関わる行政機関、民間団体等により構成されています。

具体的施策（２）地域における支援体制の充実

① 市町村の取組支援の充実と連携の推進 重点的取組 5

- 各市町村における総合的対応窓口等と、サポートステーション、「かならいん」との連携を強化するとともに、情報提供や人材育成の更なる充実を通して市町村の取組を支援します。
- 日常生活支援を行う市町村に対して補助を行うほか、県に施策の調整や市町村支援等を専門的に行うコーディネーターを配置するなど、支援強化を図ります。
 - ・ 条例制定や計画策定などについての情報提供
 - ・ 市町村担当者用ガイドブックの作成、研修などでの活用
 - ・ 市町村職員研修の充実
 - ・ 市町村犯罪被害者等支援主管課長会議、実務担当者会議の開催（情報交換等の実施）
 - ・ 支援提供にあたっての市町村の総合的対応窓口とサポートステーション、「かならいん」との連絡調整の推進
- 市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、県民、事業者等の理解促進を図るとともに、県と市町村が連携して犯罪被害者等支援に取り組む機運を醸成し、取組を進める市町村を後押しします。3
19の再掲)
- 県、県警察、民間支援団体と市町村で検討会を開催し、各自治体間での役割分担や、生活支援等の充実方策、利用が可能な各種社会保障・社会福祉制度等の情報を共有し、具体的な支援の際の個人情報に配慮しながら、県、県警察、市町村間の相互の連携方法を検討します。

② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開

■重点的取組 6

- 各警察署に設置されている「警察署被害者支援ネットワーク」を地域レベルの被害者支援体制として位置づけ、支援の充実を図ります。
 - ・ ネットワーク会員による支援活動を促進するための事例検討の実施

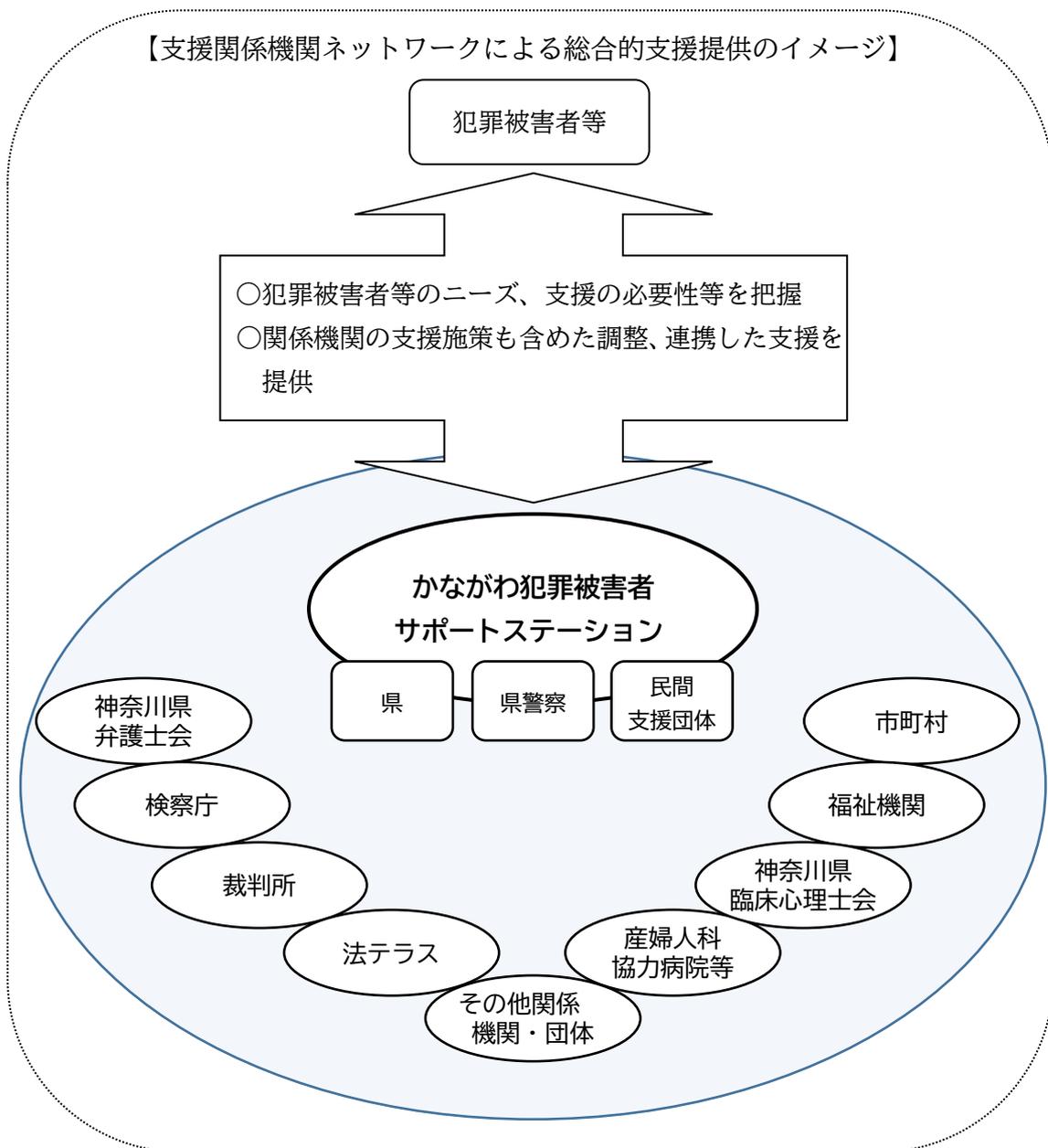
<警察署被害者支援ネットワーク>

警察署と関係機関・団体、企業等との緊密な連携と相互協力により、犯罪被害者等のニーズに対応した各種の支援活動を推進することを目的として、警察署管轄区域内の行政機関、民間企業、医療機関等を構成員として各警察署単位で設置されている。

具体的施策（3）支援関係機関の連携強化

① 支援関係機関ネットワークの充実 重点的取組 7

- 支援関係機関ネットワーク会議等を通じて、関係機関相互の情報共有を進めるとともに、各関係機関の担当者間で、事例検討や情報交換を行うなど、お互いの顔が見える関係づくりを進めます。
 - ・ 支援関係機関ネットワーク会議の開催（事例検討、情報交換等）



② 個別専門的な支援体制との連携

個別専門的な支援体制において、それぞれの専門性を生かした相談、支援を行うとともに、必要に応じてサポートステーションや「かならいん」などと連携を図りながら、犯罪被害者等のニーズに沿った支援を提供します。

[個別専門的な支援体制とその概要]

<p>DV*被害への対応</p> <p>(*) DV:「DV(ドメスティック・バイオレンス)」という言葉は、直訳すると「家庭内の暴力」となりますが、この計画では「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者からの暴力」という意味で使用しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力に関する相談に応じるほか、自立をサポートする相談も行います。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、被害者及び同伴児童等の一時保護、自立支援などを行います。 ・ 法令に基づき、暴力の制止、被害者の保護等被害の発生を防止するため加害者に対する検挙、指導・警告及び被害者等への防犯指導、援助、関係機関の紹介、保護命令制度の説明、その他事案に応じた適切な措置を行います。
<p>ストーカー被害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者等の安全確保を最優先に対応をし、加害者による法令違反が認められる場合には、事件検挙するほか、ストーカー規制法に基づく禁止命令や警告、援助等の必要な措置を行います。
<p>性犯罪被害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24時間対応の性犯罪被害者専用相談電話「性犯罪110番」において、原則、女性警察官が性犯罪(不同意性交等、不同意わいせつ等)の被害者等の相談に応じます。 ・ 電車内痴漢等迷惑行為相談所において、主に女性警察官が痴漢等に関する相談に応じます。 ・ 性犯罪被害者に対して、県警本部の心理員によるカウンセリングなど、各種支援を行います。 ・ 性犯罪捜査に携わる警察官(女性警察官を含む)を性犯罪指定捜査員として育成・登録して運用することで、性犯罪被害者の二次被害を緩和し、事件の早期解決を図ります。 ・ 性犯罪捜査に関する研修を開催し、捜査員等の資質向上を図ります。

<p>セクシュアル・ハラスメント被害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ かながわ労働センターが実施する労働相談において、職場のセクシュアル・ハラスメント被害に悩んでいる方からの相談に応じます。 ・ 県立総合教育センター内に設置した「県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口」において、被害を受けた県立学校児童・生徒、保護者等からの相談に応じます。
<p>いじめへの対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立総合教育センター教育相談課において、学校生活、家庭生活、いじめなど様々な相談に応じ、本人、保護者、教員等を支援します。 ・ 「24時間子どもSOSダイヤル」を設置して、24時間体制で、子どもの悩みに対する電話相談を行います。 ・ 「中高生SNS相談@かながわ」において、いじめや様々な悩み等に関する中高生からの相談に応じます。
<p>被害にあった子どもへの対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察署や少年相談・保護センターにおいて、少年や保護者、関係機関等から、非行や不良行為、いじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、助言・指導を行うとともに、必要に応じて継続的な支援を行っています。 ・ 相談電話「ユーステレホンコーナー」において、子どもの非行問題、いじめ、犯罪被害等に関する相談に応じるとともに、精神的ケア等の支援を行います。 ・ 児童虐待や子どもの安全に関する情報を24時間体制で受け付ける専用電話を設置し、事案への迅速・適切な対応を行っています。
<p>児童虐待への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・家庭110番を設置し、専門の電話相談員による子どものための電話相談を行うとともに、「人権・子どもホットライン」で、子どもからの人権にかかわるような悩みの相談に応じます。 ・ 児童相談所虐待対応ダイヤル189において、夜間を含む虐待通告に対応します。

高齡者虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ かながわ高齡者あんしん介護推進会議において、高齡者虐待防止に向けた課題を検討するとともに、高齡者施設等での自己点検の促進や、職員・県民に向けた普及・啓発に取り組めます。 ・ 市町村や地域包括支援センターの職員による対応を支援するため、専門職の派遣やマニュアル提供、職員研修等を実施します。
障がい者虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の通報・届出や相談に応じます。 ・ 県障害者権利擁護センターでは市町村や障害福祉サービス等の従事者への研修を実施し、障害者の権利擁護の取り組み、通報義務や通報者の保護に関する法律の趣旨について、周知徹底を図ります。
暴力団被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「暴力団からの不当要求拒絶コール」において、暴力団等に関する被害などの相談に応じるとともに、必要に応じて、被害回復交渉についての助言等の援助を行います。また、(公財)神奈川県暴力追放推進センターや神奈川県弁護士会と連携し、事案の内容に応じて適切な解決がなされるよう支援を行います。
悪質商法被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「悪質商法 110 番」において、悪質リフォームなどの訪問販売、もうけ話を口実にして金銭をだまし取る利殖勧誘などの「悪質商法事犯」や「ヤミ金融事犯」の相談に応じます。また、「消費者ホットライン 188」により消費生活相談を行っている市町村の消費生活センター等と連携して悪質商法被害に関する相談に応じます。
交通事故被害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察本部交通相談センターにおいて、交通事故に関する相談に応じます。 ・ 交通事故捜査に係る研修を開催し、捜査員等の資質向上を図ります。 ・ 神奈川県交通事故相談において、交通事故に関する損害賠償、示談、保険の請求等に関する相談に応じます。

困難な問題を抱える女性への対応

- ・ かながわ女性の不安・困りごと相談室において、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、電話、メール、SNS及び面接相談を実施します。
- ・ 上記相談が困難な方に対し、必要に応じて訪問支援や行政及び民間団体等の窓口への同行支援を行います。
- ・ 相談員または他の当事者とながりが持てるよう、居場所の提供を行います。

③ 再被害防止・安全の確保に向けた関係機関との連携

- 警察における再被害防止に向けた保護対策の推進
 - ・ 犯罪被害者等が、加害者から再被害を受けるおそれ大きい場合に、警察署の再被害防止担当官等が電話や面接などにより、犯罪被害者の要望を把握するとともに、防犯指導を実施します。また、警察署が一体となり、立ち寄りや周辺等のパトロールなどにより再被害の未然防止活動を実施します。
 - ・ 関係警察署と警察本部が連携し、必要な情報を共有して再被害防止対策を実施します。
 - ・ 暴力団排除活動の関係者や暴力団による犯罪の被害者及び参考人、暴力団排除関係者、公安委員等を「保護対象者」として指定し、危害が及ぶ程度に応じて必要な保護措置を講じます。
- 学校における再被害防止措置の推進
 - ・ 学校における再被害防止のための適切な支援を行った上で、必要に応じて学校警察連携制度を運用し、保護者や警察との連携のもとで継続的な支援を行います。
- 神奈川県DV対策推進会議の開催
 - ・ 弁護士会、医師会、法テラス、民間団体、法務局のほか、県関係部署、市町村の代表で構成する「神奈川県DV対策推進会議」において、意見交換を行いながら、配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の施策を推進します。
- 困難な問題を抱える女性等に関する支援調整会議の開催
 - ・ 関連機関により構成する「支援調整会議」において、困難な問題を抱える女性への支援の施策を推進します。
- 要保護児童対策地域協議会の運営支援等
 - ・ 児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止等のための地域の連携強化等を目的として、主に市町村児童福祉主管課、学校、保育所、県警察、保健・医療機関、民生委員・児童委員などで構成される「要保護児童対策地域協議会」の運営支援を行います。各児童相談所は、代表者会議・実務担当者会議・個別ケース検討会議に出席し、情報交換等を行います。
- 学校・警察連絡協議会の開催
 - ・ 各警察署単位に設置され、警察署管内の小中学校、高等学校、児童相談所が参加する「学校・警察連絡協議会」を開催し、学校・警察、児童相談所が相互に連携して、児童・生徒の健全育成や安全対策等を進めるための情報交換等を行います。

④ 民間支援団体等への活動支援

○ 関係団体に対する活動支援

- ・ 犯罪被害者等への支援に取り組む民間支援団体や自助グループ等に対して、情報提供などの支援を行います。
- ・ 児童虐待の防止活動や犯罪被害者等支援を行う民間団体等が行う研修等に対し、依頼に応じて、児童相談所職員などの専門家を講師として派遣します。

○ DV被害者をはじめとした困難な問題を抱える女性等支援を行う団体への活動支援

- ・ DV被害者をはじめとした困難な問題を抱える女性等の自立支援を行う民間団体の取組を支援するとともに、スタッフの資質向上の研修を実施します。

⑤ 自主防犯活動団体等への情報提供等

- ・ 地域住民や地域の自主防犯活動団体等に対し、防犯や犯罪被害者等支援に関する情報の提供を行います。
- ・ 犯罪被害者等への理解促進を図るため、地域団体等に対して情報提供等を行います。
- ・ 地域における支援活動を活性化するため、福祉活動など地域に密着した活動を行う団体等に対して、自発的な支援活動を促すための情報提供等を行います。

⑥ 海外における犯罪被害者等に対する情報提供等

- ・ 関係機関・団体と連携し、海外において犯罪の被害にあった県民に関する情報の収集に努めるとともに、帰国した犯罪被害者や県内の遺族等に対し、支援に関する情報提供やニーズに応じ支援を実施します。

施策の基本方向２ 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

犯罪被害者等の多くは、思いがけず犯罪等にあつたことで、直接的な被害に加え、事件による精神的ショック、身体的不調、医療費や生活費などの経済的問題、さらには、不慣れな刑事手続への対応、住居や雇用の確保など、様々な問題に悩まされ、日常生活に支障をきたします。

犯罪被害者等の負担が軽減され、早期に平穏な日常生活を回復することができるよう、犯罪被害者等が直面している問題に応じて、必要な支援をきめ細かく提供します。

具体的施策（１）経済的負担の軽減

① 見舞金給付の実施 重点的取組 8

- 犯罪被害者等が被害にあつたことで生じる経済的負担を早期に軽減するため、見舞金の給付を行います。
- より犯罪被害者等のニーズに沿った支援の提供ができるよう、市町村の犯罪被害者等への経済的支援の取組促進や、各種社会保障、保健福祉及び医療制度など他の制度の活用も視野に入れ、関係機関との連携を強化します。

<見舞金の給付制度>

殺人など故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族及び重傷病を負った犯罪被害者、並びに自宅等での犯罪被害により転居を余儀なくされた犯罪被害者等、深刻な犯罪被害を受けた方を対象として見舞金を給付する。

被害の内容	対象	金額
死亡	殺人、傷害致死等の犯罪被害者の遺族	70万円
重傷病	療養期間が1か月以上かつ3日以上入院を要する負傷、疾病等を負った犯罪被害者	40万円
転居を余儀なくされた場合	自宅等での被害により転居を余儀なくされた犯罪被害者等	20万円

② 犯罪被害給付制度の周知等 **重点的取組** 9

- 犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるとともに、申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続の迅速化に努めます。

<犯罪被害給付制度>

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障がいという重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するもの。

県警本部または警察署で申請の受付を行う。

③ 弁護士による法律相談の実施【再掲】

④ 公認心理師等によるカウンセリング等の心理的支援の実施【再掲】

⑤ 緊急避難場所（ホテル等）の提供【再掲】

⑥ 事情聴取時にかかる旅費の支給

犯罪被害者等が警察の事情聴取等の要請に応じる際の交通費を支給します。

⑦ 司法解剖時の遺体搬送費・修復費・検案書料に対する経費の負担

犯罪などの被害を受け亡くなった方の司法解剖を行う際に、遺体搬送費、修復費、検案書料を一部負担します。

⑧ 医療機関の受診費用等の負担

- 身体犯の被害者の初診料等に対する費用の負担
 - ・ 殺人、傷害等の身体犯の被害を受けた方に、初診料、診断書に関する費用を負担します。
- 性犯罪・性暴力の被害者の緊急避妊等に対する費用の負担
 - ・ 性犯罪・性暴力被害を受けた方に、初診料、診断書、緊急避妊費用、性感染症検査等に関する費用を負担します。
- 精神科の受診の支援【再掲】
 - ・ 犯罪被害者等が精神科の受診が必要と考えられる場合に、適切な医療に繋げるため、医療費の一部を公費負担します。

⑨ 犯罪被害者等宅の清掃に要する費用の負担

住居が犯罪行為の現場となった犯罪被害者等宅の清掃業者による清掃に関する費用を負担します。

具体的施策（２）法律問題の解決への支援

① 弁護士による法律相談の実施 重点的取組 10

- 犯罪被害者等に対する支援を積極的に行っている神奈川県弁護士会と連携を図り、犯罪被害者等が抱える法的な問題や、二次被害の防止について、サポートステーションや「かならいん」において、犯罪被害者等が安心して相談できる無料法律相談を実施します。
- 死傷者が多数に上る事案など、事案の内容に応じ、県民以外の犯罪被害者等を含め、迅速かつ柔軟に対応します。

② 刑事手続等の適切な情報提供

- 「被害者の手引」の配付
 - ・ 被害の態様に応じて、今後の捜査の流れや各種相談窓口を紹介する冊子「被害者の手引（身体犯用・交通事故用）」を作成し、被害者に配付します。
- 捜査状況、被疑者の検挙状況等の情報提供
 - ・ 「被害者連絡制度」に基づき、殺人、性犯罪等の身体犯や重大な交通事故事件等の犯罪被害者等に対し、捜査上支障のない範囲内で捜査状況、被疑者の検挙状況等の連絡を行います。
- 法テラス等と連携した情報提供
 - ・ 刑事・民事の裁判における裁判費用に困窮する犯罪被害者等の支援（被害者参加人のための国選弁護制度、民事法律扶助制度）の窓口である法テラスや司法機関と連携して、裁判に係る支援制度の情報提供を行います。

具体的施策（3）日常生活の支援

① 付添支援の実施 重点的取組 11

- 犯罪被害者等が、公判、捜査協力や、行政手続などにかかる負担を少しでも軽減できるよう、付添いによる直接支援を、ノウハウのある民間支援団体と連携・協働して提供します。
- ボランティア養成講座や、支援者・相談員等のスキルアップのための研修会の実施により、安定して支援を行える人材の確保・育成に努めます。
- 検察庁、裁判所、法律相談等への付添支援や代理傍聴等について、引き続き、保育を含めた柔軟な対応に努めます。

② 生活支援の充実 重点的取組 12

- 家事等の日常生活支援について、各種社会保障・社会福祉制度等の活用を含め、市町村と情報交換を行うとともに、日常生活支援を行う市町村に対する補助や、県に施策の調整や市町村支援等を専門的に行うコーディネーターを配置するなど、支援強化を図ります。

③ 自立支援等の実施

- DV被害者をはじめとした困難な問題を抱える女性の自立支援
 - ・ 困難な問題を抱える女性は一人心ひとり異なった状況にあり、一時保護から自立をしていく過程で、精神的、経済的な問題をはじめ、住まいの確保、就労、子どものケアや就学など、様々な課題を解決する必要があります。一時保護中の困難な問題を抱える女性に関して、関係機関とのカンファレンス等を実施し、一人ひとりの状況に合わせた支援を実施します。また、同伴児童に関して保育の提供や学習の機会の保障、心理士によるアセスメントを行う等、関係機関や民間団体が相互に連携しながら、困難な問題を抱える女性の立場に立ち、自立した生活に向けた切れ目のない支援を行います。
- 児童相談所における被虐待児童への支援
 - ・ 児童相談所の一時保護所において、被虐待児童に対して、児童心理司等による心理的支援を行うとともに、教員OB等の学習指導員による学習支援を行います。
 - ・ 被害児童一人ひとりの状況による一時保護から自立までの過程で問題となる心理的、経済的な問題をはじめ、住まいの確保、就労、子どものケアや就学など、被害児童の立場に立った切れ目のない支援を行います。
- ひきこもり当事者への支援
 - ・ 犯罪被害にあったことにより、ひきこもりの状況になった方に対して、ひきこもり地域支援センターにおける電話や来所によるほか、LINEによる相談窓口を設置し、より相談しやすい環境を整備しています。
- ケアラーに対する支援
 - ・ 犯罪被害にあったことにより、介護や看病が必要となった家族などをケアしているケアラーからの相談に応じるとともに、ケアラーズカフェの情報提供等各種支援を充実します。

具体的施策（４）心身に受けた影響からの回復

① 公認心理師等によるカウンセリング等の心理的支援の実施

■重点的取組 13

- 二次被害を含め、犯罪被害者等が受けた精神的被害から早期に回復できるよう、犯罪被害者等のニーズに応じ、サポートステーションや「かならいん」において、適切なカウンセリングを実施します。
- 公認心理師等の資格を有する県警察の心理員等による、初期的段階からのカウンセリングを実施します。
- 犯罪被害者等へのカウンセリング事業にノウハウのある民間支援団体と連携・協働し、公認心理師等によるカウンセリングを実施します。特に、死傷者が多数に上る事案など、事案の内容に応じ柔軟に対応し、犯罪被害者等がより支援を受けやすい形での実施について検討します。
- カウンセリングを通じて精神科医療の提供が必要と判断された場合など必要に応じて、保健所等関係機関と連携し、精神科医療の受診につなぎます。

② 精神科の受診の支援 ■重点的取組 14

- 犯罪被害者等が精神科の受診が必要と考えられる場合に、適切な医療に繋げるため、医療費の一部を公費負担します。

③ 自助グループの紹介 ■重点的取組 15

- 民間支援団体とも連携し、犯罪被害者等が同じような苦しさ、つらさを抱えた者同士で、互いに語り合う中で、支え合っていくことを目的として集う自助グループやグリーフケアのグループ等についての情報収集に努めるとともに、県ホームページに自助グループの情報提供を行います。また、必要に応じて、犯罪被害者等に対して自助グループ等を紹介します。
- コーディネーターを通じての支援や、重大事案が発生した場合のカウンセラー派遣等、自助グループがより運営・参加しやすいよう、支援のあり方について検討します。

- SNSの活用をはじめ、犯罪被害について、被害者となった、また、家族が被害にあった子ども・若者が相談しやすい支援体制の整備を進めます。また、「かならいん」において、小児科等を含めた医療機関との連携を強化し、支援の充実を図ります。さらに、教育機関向けの研修を含め、子どもや保護者等からの相談対応に関する研修を充実・強化し、相談員の資質向上を図ります。
- 公認心理師等の資格を有する少年相談員が、犯罪等の被害にあった少年やその保護者の相談及び精神的ケアや立ち直り支援を行います。
- 児童相談所の相談業務において、虐待を受けた児童等に対して、児童心理司等によるカウンセリング等の心理的支援を行います。
- 子どもたちが抱える困難に対応するため、すべての公立中学校（政令指定都市を除く）や県立高等学校、中等教育学校にスクールカウンセラーを配置し、中学校区内の小学校を含めた児童・生徒へのカウンセリングや保護者等への助言などを行います。また、スクールカウンセラーへの専門的な助言を行うスーパーバイザーを県教育委員会へ配置するとともに、アドバイザーを教育事務所等に配置し、スクールカウンセラーへの助言や指導を行います。
- 私立学校に対しては、「人権同和研修会」を通じて、学校内のカウンセリング体制の整備に関する情報を提供します。
- 社会福祉に関する専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを各教育事務所、県立高等学校、中等教育学校に配置し、関係機関と連携しながら、児童・生徒の置かれた環境に対応した支援を実施します。また、スクールソーシャルワーカーへの専門的な助言を行うスーパーバイザーを県教育委員会に配置するとともに、教育事務所に配置したアドバイザーからスクールソーシャルワーカーへ指導や助言を行います。
- 子ども・若者総合相談センターでは、犯罪被害により支援を必要とする子ども・若者とその家族からの相談に応じ、状況に応じた問題の整理や解決の筋道を立て、必要な情報を提供したり、地域における適切な機関につなぐなどの支援を行っています。また、電話や来所による相談を実施するほか、LINEによる相談窓口を運営するなど、子ども・若者がより相談しやすい環境を整えています。

- ⑤ 犯罪被害者等に対する適切な医療の提供
 - 迅速かつ適切な救急医療の提供
 - ・ 総合的な救急医療体制を整備し、県民に対して適切な救急医療を提供します。
 - 医療機関情報等の提供
 - ・ 令和6年4月からは、厚生労働省が構築する全国統一システムにおいて、各医療機関で受けられる治療などについての情報を提供するとともに、保健福祉事務所及び精神保健福祉センターでは、犯罪被害者等から相談があった場合、随時相談に応じ、必要な医療機関等の情報を提供します。
 - ・ 児童相談所においても、必要に応じて医療機関等の情報を提供します。
- ⑥ 被虐待児童、高齢者、障がい者への対応【再掲】
 - ・ 教職員を対象とした「人権教育ハンドブック」や各種研修会等を通して、各学校における被害を受けた子どものケアや児童虐待の防止、早期発見、早期対応のための体制整備の促進等に係る情報を提供するとともに、県立学校の人権相談窓口においても、児童虐待に係る相談に適切に対応していきます。
 - ・ 被虐待児童を養育する里親の養成や研修、里親制度説明会等を実施するとともに、里親登録数の拡大のための広報を実施します。

【再掲：1（3）② 児童虐待への対応】

【再掲：1（3）② 高齢者虐待への対応】

【再掲：1（3）② 障がい者虐待への対応】
- ⑦ DV被害、ストーカー被害への対応【再掲】

【再掲：1（3）② DV被害への対応、ストーカー被害への対応】
- ⑧ 高次脳機能障がいがあり生活に困難を生じている方への支援
 - ・ 交通事故や病気などによる脳の障がいにより、理解力や判断力などの認知機能が低下する高次脳機能障がいにかかる支援拠点機関として、神奈川県総合リハビリテーションセンターを位置づけ、支援コーディネーターによる巡回相談など、高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援を行います。また、高次脳機能障がいに関する研修会や事例検討会等を通じて、支援技術の向上と支援体制の充実を図ります。

⑨ 犯罪被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備

- 被害者支援要員制度
 - ・ 支援が必要な殺人、性犯罪などの犯罪被害者等に対し、警察官の中から「被害者支援要員」を指定して、事件現場等における付添い、相談の受理等の支援活動を行います。
- 犯罪被害者専用の事情聴取室の設置
 - ・ 警察署の新築又は建て替え時には犯罪被害者専用の事情聴取室を設置し、他の警察署においては、会議室等を活用することにより、犯罪被害者等の精神的負担や不安の軽減を図ります。
- 被害者支援用車両の配置
 - ・ 各警察署での犯罪被害者等の移動時における精神的負担や不安の軽減を図るため、車内が見えにくいようフィルムを貼るなどした被害者支援用車両の配備を進めます。
- 性犯罪被害者への対応
 - ・ 聞き込み等の捜査の過程において、性犯罪被害者が特定されないように配慮するとともに、女性被害者から証拠資料を採取する場合は女性警察官が対応するなど、捜査の過程等において被害者の心情に配慮した対応に努めます。
- 報道機関への公表内容についての配慮
 - ・ 報道機関への公表内容については、プライバシーの保護、捜査への支障等を踏まえ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。

具体的施策（５）一時的な住居の提供等

① 緊急避難場所（ホテル等）の提供 **重点的取組** 17

- 被害直後の避難場所として、被害の態様や再被害の恐れなどを考慮した上で、犯罪被害者等の利便性に配慮したホテル等を提供します。
- なお、緊急避難場所（ホテル等）の提供については、犯罪被害者等の状況に応じて柔軟な運用を検討するとともに、市町村と連携した取組を進めます。

② 住居の確保への支援 **重点的取組** 18

- 犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅への入居による支援を行います。また、市町村営住宅の一時使用等について、市町村と連携した取組を進めます。
- 県営住宅については、犯罪被害者等が利用しやすいよう、日常生活に必要な備品を設置するなど、居室の環境整備等を行います。
- 犯罪被害者等の転居へ向けた支援として、民間団体と連携し、民間賃貸住宅に関する情報提供を行います。

③ DV被害者をはじめとした困難な問題を抱える女性や被虐待児童の一時保護

- 困難を抱える女性自立支援施設
 - ・ 困難な問題を抱える女性に対して、当事者の意思を尊重し、状況に応じ社会とつながりを持ちながら一時保護及び自立に向けた支援を行います。
- DV被害者をはじめとした困難な問題を抱える女性の一時保護
 - ・ DV被害者をはじめとした困難な問題を抱える女性とその同伴児童等に対して、緊急時における安全確保及び一時保護を行います。
- 児童相談所による一時保護
 - ・ 虐待されている児童を保護者から引き離す必要がある場合、児童相談所の一時保護所等において一時保護を行います。

④ 困難な問題を抱える女性の住居の確保への助言

- ・ 一時保護後等の自立した生活に向けて、困難な問題を抱える女性の住居の確保における情報提供を関係機関と連携して実施します。

施策の基本方向3 県民・事業者の理解の促進

犯罪被害者等の多くが、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、SNSへの投稿・情報拡散や報道等の配慮に欠ける対応や言動、さらには、プライバシーの侵害や名誉棄損等によって、精神的な苦痛や心身の不調等の二次被害に苦しめられています。こうした状況を改善するためには、県民や事業者、支援関係者をはじめ、犯罪被害者等が日常的に接する様々な人々が、犯罪被害者等の置かれた状況や痛み・苦しみなどについて理解し、できるところから支援をするなど、犯罪被害者等を温かく支えることが必要です。

犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けて、県民や事業者が、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性などについて、理解を深める取組を進めます。

具体的施策（1）県民・事業者の理解の促進

① 犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進

■重点的取組

19

- 犯罪被害者等への理解を促進するために、様々な媒体を活用した広報を行うとともに、防犯に関する講座や市町村、関係機関・団体等と連携した普及啓発を行います。
- また、犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせ、SNSへの投稿・情報拡散等による二次被害の深刻さをはじめ、犯罪被害者等の置かれた状況や支援や配慮の必要性について理解を深め、自らできる支援や配慮について考える契機となる「犯罪被害者等支援キャンペーン」を民間支援団体と連携し実施します。
 - ・ 市町村の広報紙や庁舎ロビーの活用など市町村と連携した広報・普及啓発の実施
 - ・ 民間支援団体と連携した犯罪被害者等支援キャンペーンの実施

② 犯罪被害者等理解促進講座の実施 重点的取組 20

- 市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、理解促進を図ります。(3 5の再掲)
- 学校、教育委員会、地域、市町村、事業者団体と協働し、犯罪被害者等の生の声を伝え、既存の教材（DVDなど）を活用するなど、犯罪被害者等の受けた痛みや苦しみなどについて犯罪被害者等の声を伝え、SNSへの投稿・情報拡散等による二次被害を生じさせないような配慮の必要性と犯罪被害者等への理解の促進を図る講座を県内各地で実施します。
 - ・ 学校や事業者団体の会合等での理解促進講座の実施
 - ・ 市町村と協働した地域住民等を対象とした理解促進講座の実施
- 中学生及び高校生を対象に、犯罪に遭われた方とそのご家族等の置かれた状況や気持ちを伝え、「いのちの大切さ」について考えるとともに、自分の命を大切にすることはもとより、他人の命も大切にするという心を育むことによって、自らが被害者にも加害者にもならないという規範意識や、社会全体で犯罪被害者等を思いやり支える気運の醸成を図るため、「いのちの大切さを学ぶ教室」を開催します。

③ 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした 県民運動の展開 重点的取組 21

- 安全・安心まちづくりの推進体制である「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を犯罪被害者等支援における推進体制としても位置づけ、犯罪被害者等支援についても県民総ぐるみ運動として展開します。
 - ・ 協議会参加団体による自主的な取組の促進（情報提供等）
 - ・ 広報・普及啓発における協議会参加団体との連携

<神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会>

- ・ 県民、地域団体、事業者、行政機関等の協働により、安全・安心まちづくりを目指した県民運動を展開し、県民が安全で安心して暮らすことができ、誰もが安心して訪れることのできる神奈川県を実現することを目的とする。

【構成員】学校関係団体、PTA関係団体、青少年・国際関係団体、福祉関係団体、地域関係団体、経済・事業者関係団体、ライフライン事業者、交通関係事業者、労働団体、建築・住宅関係団体、防犯関係団体、行政機関等

④ 様々な機会・媒体を用いた情報の提供

○ 各種月間・週間等における啓発事業等の実施

- ・ 若年層の性暴力被害予防月間（4月）や犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に、「犯罪被害者等支援キャンペーン」等の広報啓発事業を実施します。
- ・ 児童虐待防止推進月間（11月）に合わせ、10月下旬に開催される子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーにおけるチラシや啓発グッズの配布による広報啓発事業を実施します。
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日から25日）に、DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力をなくすため、啓発事業を実施します。
- ・ 職場のハラスメントを防止するため、職場のハラスメント相談強化月間（12月）において集中的に広報等を行います。

○ ホームページ等を活用した情報提供

- ・ 県警察のホームページ等に、子どもや女性に対する犯罪被害防止情報を掲載するとともに、「ピーガルくん子ども安全メール」、「Yahoo!防災速報」等を活用した声かけ事案、不審者出没など、身近な犯罪発生情報等のタイムリーな情報提供を実施します。
- ・ 各種広報媒体を活用し、犯罪被害者等への支援情報の提供などを行います。
- ・ 地域防犯ボランティアセミナー等において、被害者等支援についての啓発や情報提供を行います。

⑤ 交通事故防止・犯罪被害防止についての普及啓発の推進

○ 交通安全教育の実施

- ・ 幼稚園・保育所の教職員や保護者を対象とした、交通安全指導員による幼児交通安全指導実技研修会を実施し、交通安全に対する意識を高めるとともに広報、啓発を行います。また、高齢者に対しては、交通安全県民運動の一環として、市町村等との共催による参加体験型のシルバーリーダー養成研修会を行います。
- ・ 運転者の交通安全意識の高揚と交通ルールの遵守、正しい交通マナーの向上を図るため、DVDを学校、職場、自治会等へ貸し出すとともに、自転車ルールブックによる周知・啓発を行います。

○ 交通安全に係るデータ等の提供

- ・ 交通安全に係る基礎データを県民に提供し、交通事故の実態についての理解促進や交通安全運動の推進を図ります。
- ・ 県及び県警察のホームページで、高速道路等における交通死亡事故発生状況、交通事故発生状況を公表し、事故防止に関する啓発を行います。

○ SNSに起因する児童の性被害防止のための活動の推進

- ・ SNS上における児童の性被害等につながるおそれのある家出少年への宿泊先の提供、児童買春の誘引、児童ポルノの要求等の不適切な書込みをサイバーパトロールによって発見し、投稿者及び書き込みの閲覧者に対し、注意喚起・警告メッセージを投稿する注意喚起警告活動を行うことにより、児童の性被害等の防止を図ります。

⑥ いのちの大切さに関する教育の推進

- 学校教育を通じたいのちの大切さに関する教育の推進
 - ・ 子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にすることを育み、かながわを担う人づくりを進めるため、各学校で、あらゆる教育活動を通して、「いのちの授業」を展開します。また、「いのちの授業」を受けた感想を作文等にしたものを募集、表彰する「いのちの授業」大賞を行い、表彰式の実施や優秀作品集の配布などを通して更なる普及啓発を実施します。
 - ・ いのちの大切さや交通安全等の教育に資するため、県内の小学校の児童に文部科学省作成「たいせつないのちとあんぜん」リーフレットを配布するとともに、各学級では、学習指導要領に基づき小中学校において道徳科の指導を工夫する等、教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進を図ります。
 - ・ 「いのち」を大切にすることを育む教育を実施するため、実践研究校において「いのち」に関する講演会や自然体験やボランティアなどの体験活動を推進します。
- 家庭教育の推進
 - ・ 家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック・すこやか」を作成・配付し、いのちの大切さや思いやり等に関する家庭教育の推進を図ります。

⑦ 人権教育、犯罪防止教育の推進

○ 人権教育研修会の実施等

- ・ 市町村職員、公私立学校の教職員などを対象とした人権教育研修講座等の際に、いじめや児童虐待、犯罪被害者等の人権等を含めた講演を実施します。
- ・ 教職員一人ひとりが犯罪被害者等の人権問題を含めた人権尊重の理念、人権教育の意義やねらいについて正しく理解し、学校における人権教育を推進するため、「人権教育ハンドブック」を県ホームページに掲載します。

○ いじめや暴力行為の防止活動の推進

- ・ 私立学校設置者や学校の教職員を対象として開催する研修会等において、犯罪防止教育に係る情報提供を行い、犯罪の未然防止を図ります。
- ・ いじめや暴力行為の未然防止のために設けた会議において、学校、教育委員会、PTA等の関係機関と情報交換等を行うなどして、児童、生徒及び家庭への啓発活動を実施します。
- ・ 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」において、問題行動の未然防止及び対応を主眼とする魅力ある学校づくりの取組や、学校と関係機関及び地域との連携を推進します。
- ・ 警察官やスクールサポーター、少年補導員等が講師となって、紙芝居やクイズ、かるた等の啓発教材を活用した非行防止教室や、高校生が講師になり、小・中学生と一緒に社会のルールや決まりを学ぶ「高校生による非行防止教室」を開催します。
- ・ サイバー防犯ボランティアが、サイバー犯罪被害防止やサイバー空間における規範意識の向上を図ることを目的として、県内各地で警察官等と連携し児童・生徒や保護者等を対象としたサイバー教室を行います。

⑧ 「生命（いのち）の安全教育」の推進

- ・ 児童・生徒等が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解したうえで、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目的とした「生命（いのち）の安全教育」を実施します。

施策の基本方向4 犯罪被害者等を支える人材の育成

犯罪被害者等の受けた被害を早期に軽減し、犯罪被害者等を支える地域社会を形成するためには、犯罪被害者等への支援を直接目的として活動する人材だけでなく、犯罪被害者等に接する様々な人が犯罪被害者等の置かれた状況などを理解し、犯罪被害者等を支える必要があります。

犯罪被害者等からの相談への対応や裁判所等への付添いなどを行う人材をはじめ、犯罪被害者等を支える様々な人材を育成します。

さらに、支援者、相談員等の二次受傷を防止し、支援者、相談員等を支えるための取組を行います。

具体的施策（1）犯罪被害者等を支える人材の育成

① 犯罪被害者等支援員養成講座の実施 重点的取組 22

- 犯罪被害者等支援の裾野を広げ、犯罪被害者等からの電話相談に応じる相談員や裁判所等に付添支援を担う支援員やボランティア等を養成するための「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」等を実施します。

② 支援者、相談員等に対する研修等の実施 重点的取組 23

- 県職員、県警職員、市町村職員等を対象に、研修や講演会を開催し、犯罪被害者等の心情、二次被害の防止、県の支援施策全般について理解を深め、犯罪被害者等支援に携わる職員の資質向上を図ります。
- 支援者、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施します。
- 性犯罪・性暴力被害者への対応として、性暴力対応看護師(SANE)養成のための研修や、産婦人科など医療従事者等の育成を図る研修会等を実施します。

③ 支援者、相談員等を支える取組の実施 **重点的取組** 24

- 支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等を実施します。

④ 支援ボランティア登録制度の運用 **重点的取組** 25

- 支援等を担う人材の裾野を広げるとともに、犯罪被害者等のニーズに即した支援ができるよう、支援ボランティアの登録制度を運用し、ボランティア登録者の拡大と活動の促進を図ります。
- 普及啓発ボランティアの活動の活性化を図り、犯罪被害者等支援についての理解促進を進めます。
- 直接・生活支援ボランティアのあり方については、市町村を交えて検討を行い、ボランティア登録制度の見直しを検討します。

⑤ 専門性の強化促進

- PTSD対策、思春期精神保健専門家の養成のため、厚生労働省が精神科病院協会や国立精神・神経センターに委託している研修への各所属(精神保健福祉センター・保健福祉事務所等)職員の参加を促進します。

V 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、庁内において各部局が連携するとともに、市町村や関係団体などと連携して、施策を進めます。

(1) 安全・安心まちづくり推進本部

県庁内の関係局長等で構成する「安全・安心まちづくり推進本部」を活用し、部局横断的な調整を行いながら、施策を進めます。

(2) 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会

神奈川県の安全・安心まちづくりを県民総ぐるみで展開するために設立された「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」(47 ページ参照)を犯罪被害者等支援についての推進体制としても位置づけ、同協議会の場を活用して、施策を進めます。

(3) 警察署被害者支援ネットワーク

犯罪被害者等のニーズに対応して、よりきめ細かな支援を行うため、警察署単位で設置された「警察署被害者支援ネットワーク」(28 ページ参照)において、地域の様々な団体等と連携しながら、地域における支援活動などの施策を推進します。

(4) 市町村との連携

県と市町村における総合的対応窓口等の連携を強化するとともに、条例制定や計画策定に取り組もうとする市町村への情報提供や人材育成の更なる充実を通して市町村の取組を支援します。また、日常生活支援を行う市町村に対して補助を行うほか、県に施策の調整や市町村支援等を専門的に行うコーディネーターを配置するなど、支援強化を図ります。

県、県警察、民間支援団体と市町村で検討会を開催し、各自治体間での役割分担や、生活支援等の充実方策、利用が可能な各種社会保障・社会福祉制度等の情報を共有し、具体的な支援の際の個人情報に配慮しながら、県、県警察、市町村間の相互の連携方法を検討します。

また、市町村犯罪被害者等支援主管課長会議などを活用しながら、情報交換等を進め、普及啓発を協働して行うなど、市町村と連携して施策を推進します。

(5) 支援関係機関との連携

民間支援団体、弁護士会、臨床心理士会のほか、福祉関係機関や司法関係機関等で構成する「犯罪被害者支援関係機関ネットワーク会議」(29 ページ参照)において意見交換を行うなど、関係機関と連携して施策を推進します。

VI 附属資料

資料1 第3期犯罪被害者等支援推進計画における重点的取組の実施状況とその評価

*本文のうち、「実施状況」は県がとりまとめ。「実施状況に対する評価」は検討委員会の検証結果。

1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携

(1) 総合的支援体制の充実	58
① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実	58
② 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の運営と 相談・支援機能の充実・強化	59
③ サポートステーションと「かならいん」の広報の強化	61
④ 緊急支援の推進	63
(2) 地域における支援体制の充実	65
① 市町村の取組支援と連携の推進	65
② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開	66
(3) 支援関係機関の連携強化	67
① 支援関係機関ネットワークの充実	67

2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

(1) 経済的負担の軽減	68
① 生活資金貸付の実施	68
② 犯罪被害給付制度の周知等	69
(2) 法律問題の解決への支援	70
① 弁護士による法律相談の実施	70
(3) 日常生活の支援	71
① 付添支援の提供	71
② 生活支援の充実	72
(4) 心身に受けた影響からの回復	73
① 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施	73
② 精神科の受診の支援	74
③ 自助グループの紹介	75

(5) 一時的な住居の提供等	76
① 緊急避難場所(ホテル等)の提供	76
② 住居の確保への支援	77
3 県民・事業者の理解の促進	
(1) 県民・事業者の理解の促進	78
① 犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進	78
② 犯罪被害者等理解促進講座の実施	79
③ 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした 県民運動の展開	80
4 犯罪被害者等を支える人材の育成	
(1) 犯罪被害者等を支える人材の育成	81
① 犯罪被害者等支援員養成講座の実施	81
② 支援者、相談員等に対する研修等の実施	82
③ 支援者、相談員等を支える取組の実施	83
④ 支援ボランティア登録制度の運用	84

1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携

(1) 総合的支援体制の充実

① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実

第3期推進計画

- 事件後の初期的支援から中長期的支援に至るまで、一つの窓口で必要とする情報や支援を一元的に受けることができる「場」として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、関係機関と連携して、犯罪被害者等に対して総合的にきめ細かい支援を提供します。
 - ・サポートステーションにおける相談、法律相談やカウンセリングなど各種支援の提供
 - ・犯罪被害者等の状況に応じた案内シート（利用可能な支援と支援提供窓口を記載）の作成検討

実施状況

- 県、県警察、民間支援団体が一体となって支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を運営し、犯罪被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を行った。
- 令和元年度から令和4年度までの4年間で、相談延べ3,695件、支援延べ5,372件（法律相談延べ558件、カウンセリング延べ2,292件、付添支援延べ2,492件、一時的な住居の提供等延べ29件、生活資金貸付1件）を実施した。

実施状況に対する評価

- サポートステーションに設置している県総合相談窓口への相談件数は、ほぼ同水準で推移しているが、各市町村の犯罪被害者総合的対応窓口や、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」、法テラス神奈川、神奈川県弁護士会などの相談窓口もあることから、犯罪被害者等がどこに相談しても、サポートステーションなどの支援が受けられるよう、引き続き連携を図る必要がある。
- 県内市町村において、犯罪被害者等支援条例の制定や、経済的支援に関する制度の導入が進んでいる。サポートステーションでの相談・支援の提供にあたり、市町村との連携を強化していく必要がある。

② 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の運営と相談・支援機能の充実・強化

第3期推進計画

- 警察への届出を躊躇することの多い性犯罪・性暴力の被害者が、いつでも安心して相談し、必要な支援がワンストップで受けられる「かならいん」の運営を継続しつつ、相談・支援の充実を図ります。
- 平成29年7月の刑法改正により、強姦罪が強制性交等罪となり、被害者が女性に限られなくなったことに対応するための相談・支援体制を検討し、女性以外の被害者に対する相談体制の構築等、可能なものから早期に実施します。
- SNSを活用した相談体制の構築に向けた検討を開始します。
- 職員や相談員への研修をより充実させ、相談・支援の質的向上を図ります。その中で男性や性的マイノリティの被害者への理解も深めていきます。
- 精神科医療との連携を進めます。
- 障がい者支援の関係部署を含め、性犯罪・性暴力に関係する様々な窓口の担当者による事例検討等を含めた連絡会議を開催します。
- 性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科などの医療従事者等の育成を図る研修会等を実施し、医療機関とのネットワークを形成します。
- 研修用DVD等を活用し、地域に出向くなどして医療機関や市町村関係者向けの研修を実施し、連携・協力を深めます。
- ワンストップ支援センターの設置形態や支援のあり方について、病院拠点型など、他都道府県での運営状況の情報収集を行い、支援の充実に向けて検討します。

実施状況

- 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。）を運営し、24時間365日対応の電話による相談や情報提供を行った。また、必要に応じて、面接相談、医療機関の付添受診、法律相談、カウンセリング等、令和元年度から令和4年度までの4年間で、相談延べ7,682件、支援延べ684件を実施した。
- 専門相談員を配置した「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」を令和元年10月1日より開設し、令和元年度から令和4年度までの4年間で、相談延べ92件を実施した。

- 令和元年11月から精神科に係る医療費等公費負担制度を開始した。また、令和4年10月から「かならいん」の基幹病院における証拠採取等を実施している。
- 令和4年6月からAV出演被害防止・救済法が施行され、全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターで相談・支援を行うことになったため、「かならいん」でも、AV出演被害に関する相談に応じている。

実施状況に対する評価

- 警察や司法機関等にすぐに届け出ることが難しい性犯罪・性暴力の被害者もいる中、証拠採取等の仕組みづくりができたことは評価できる。
- 令和5年7月の刑法等改正により、性犯罪の規定が変更となり、性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げられたため、これまで以上に子ども・若者からの相談が増えることが見込まれることから、子どもが相談しやすい相談・支援体制の充実が望まれる。
- 未成年者に対する支援については、保護者の同意が必要だが、保護者に知られることを躊躇する犯罪被害者等を、支援につなげる対応が求められる。
- 性犯罪・性暴力被害者は、深刻な精神的被害を被ることが多いことから、専門医のいる医療機関に受診しやすくするため、精神科の協力医療機関等を増やしていく必要がある。

③ サポートステーションと「かならいん」の広報の強化

第3期推進計画

- 様々な機会を通じて、サポートステーションや「かならいん」の存在や活動内容を周知するため、効果的な広報を行います。
- 市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウムなどを実施し、理解促進を図ります。（再掲）
 - ・市町村と連携した広報の強化
 - ・市町村の広報媒体（ホームページ、広報紙等）などを通じた情報提供
 - ・市町村や関係団体等と連携した各種研修会等での情報提供
 - ・SNS等のインターネットによる広報
 - ・ホームページ等によりサポートステーションの活動をわかりやすく紹介
 - ・不特定多数の女性が利用する化粧室等への広報用カード等の設置の拡大

実施状況

- 県のたより、スーパーマーケットでのリーフレット配架及びポスター掲示、紹介動画の作成等を通じて広報を行った。また、SNSバナー広告やインターネットリスティング広告を通じて、「かならいん」の認知度向上を図った。
- 市町村広報紙や、市町村主催イベント等におけるリーフレット等の配架を通じて、市町村と連携した広報を実施した。

実施状況に対する評価

- サポートステーション、「かならいん」とともに、依然として認知度が低い状況が続いており、県の支援体制や施策等について、県民はもちろん、県内自治体や警察、関係機関に対しての広報に一層の工夫が望まれる。
- 「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」の開設時間以外でも、「かならいん」で性別問わず365日24時間相談を受け付けていることを周知していく必要がある。
- 性交同意年齢の引き上げ等に伴い、学校に「かならいん」のポスターを掲示する等、子どもへの周知がより一層求められる。また、神奈川県産科婦人科医会等とも連携しながら、教育現場等を通じた周知を強化する必要がある。

- 県外や海外で被害にあった場合の対応について県民に広報するとともに、県外の隣接自治体及び警察との連携を図りながら、相談しやすい窓口づくりとアクセスしやすい広報を実施する必要がある。

④ 緊急支援の推進

第3期推進計画

- 重大事案が発生した場合の市町村など、関係機関との連携態勢、役割分担等について検討します。
- 休日、夜間における関係機関との連絡体制の確立に向けた検討を進めます。
- 県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合に、迅速かつ円滑な支援を行います。
- 県警察において、多数の死傷者を伴う事件等にも対応できるよう、「大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領」に基づいて、支援を行います。
- かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいて、神奈川県被害者支援連絡協議会で構成する「特異事案発生時における総合的な被害者支援体制」を中心に、関係機関・団体と連携しながら緊急支援を行います。支援にあたっては、事案の内容に応じ、事件を目撃した方などを含め、柔軟に対応します。
 - ・初期的支援については、犯罪被害者支援に精通したカウンセラー等による支援ができるだけ早期に開始できるよう、警察のほか、サポートステーション等においても、関係機関等を通じて被害者等に積極的に働きかけるなど、さまざまな手法で被害者ニーズの把握に努め、必要な支援につなげます。
 - ・中長期支援については、個別の面接によるカウンセリングのほか、「遺族の会」や、自助グループなど、被害者のグループに対し、カウンセラーを派遣するなど、より参加しやすい形での支援を検討します。
 - ・死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発生した場合の被害者の支援については、発生場所や事案の内容に応じ、犯罪被害者等支援の視点で、目撃者等も含め、支援の対象者を適切に判断し、関係機関と連携しながら幅広く柔軟に支援を行います。
- 緊急時の連絡体制の整備や被害者についての情報提供のあり方について、市町村や関係機関と具体的に協議します。

実施状況

- 令和元年川崎市多摩区における児童らに対する殺傷事件について、県警察においては、大規模被害者支援事案発生時の被害者支援実施要領に基づき、早期に被害者支援本部を設置し、迅速な支援を実施した。また、サポートステーションにおいては、県外在住の犯罪被害者等を含め、迅速かつ円滑な支援を実施した。

- 上記事件を受け、神奈川県被害者支援連絡協議会におけるメンタルサポートチーム特別部会において、特異事案発生時における総合的被害者支援体制、編成委員の見直しを検討した。

実施状況に対する評価

- 令和元年川崎市多摩区における児童らに対する殺傷事件について、迅速かつ円滑な支援を実施できたことは評価できる。
- 今後、新たに重大事案が発生した場合には、県警察の支援体制とサポートステーションが密接な連携をとり、事案の内容に応じ、市町村や県の精神保健部門等関係部局とも連携しながら、迅速に支援を行う必要がある。

(2) 地域における支援体制の充実

① 市町村の取組支援と連携の推進

第3期推進計画

- 市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、県民の理解促進を図るとともに、県と市町村が連携して犯罪被害者等支援に取り組む機運を醸成し、取組を進める市町村を後押しします。(再掲)
- 県、県警、民間支援団体と市町村で検討会を設け、市町村を含めた県全体の支援状況の公表の方法や生活支援、住宅支援、利用が可能な各種福祉制度等の情報提供等、具体的な支援の際の個人情報に配慮した連携の仕方などについて、一定の共通理解を得るとともに、検討の成果について市町村に情報提供し、市町村の取組を後押しします。
- 総合的な対応窓口の体制など個々の市町村の状況に応じて、サポートステーションとの連携を強化します。
 - ・ 条例制定や計画策定などについての情報提供
 - ・ 市町村担当者用ガイドブックの作成、研修などでの活用
 - ・ 市町村職員研修の充実
 - ・ 市町村犯罪被害者等支援主管課長会議、実務担当者会議の開催(情報交換等の実施)
 - ・ 支援提供にあたっての市町村の総合的な対応窓口とサポートステーションとの連絡調整の推進

実施状況

- 県、県警察、民間支援団体及び市町村の担当者による検討会や、市町村犯罪被害者等支援主管課長会議、実務担当者会議において、犯罪被害者等支援における課題、新たに条例制定した市町村の状況を共有し、相互の連携を確認した。
- 検討会において、関係機関の支援メニューを一覧にした「支援シート」を作成し、全市町村に共有した。また、「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック(改訂版)」「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック増補版—特殊詐欺被害者からの相談対応」を作成、運用した。

実施状況に対する評価

- 犯罪被害者等がまず相談に行くのは、警察のほか、身近な市町村の窓口であることが多いと考えられるので、市町村の取組支援は非常に重要である。市町村の総合的相談窓口、問い合わせ対応や支援を担当する対人援助の専門職を配置するなど、市町村の意見を踏まえながら、県として市町村を支援していく必要がある。
- 令和5年4月時点で9市町が条例を制定するなど、市町村の取組は着実に進んでいる一方、犯罪被害者等の居住市町村により、受けられる支援に差があることが課題である。引き続き、市町村へ条例制定や支援施策の検討を働きかけるとともに、先行事例の共有など、積極的に支援を行う必要がある。

② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の展開

第3期推進計画

- 各警察署に設置されている「警察署被害者支援ネットワーク」を地域レベルの被害者支援体制として位置づけ、支援の充実を図ります。
 - ・ネットワーク会員による支援活動を促進するための事例検討の実施

実施状況

- 地域レベルでの犯罪被害者等支援を推進するため、警察署被害者支援ネットワーク総会での協議を県内全署で実施した。

実施状況に対する評価

- 各警察署の被害者支援ネットワークでは、毎年度の総会において、地域の様々な団体が参加して、事例検討等が実施されている。

(3) 支援関係機関の連携強化

① 支援関係機関ネットワークの充実

第3期推進計画

- 支援関係機関ネットワーク会議等を通じて、関係機関相互の情報共有を進めるとともに、各関係機関の担当者間で、事例検討や情報交換を行うなど、お互いの顔が見える関係づくりを進めます。
 - ・支援関係機関ネットワーク会議の開催（情報交換等）

実施状況

- 民間支援団体、神奈川県弁護士会、神奈川県臨床心理士会のほか福祉関係機関や司法関係機関等が参加する支援関係機関ネットワーク会議により、関係機関相互の情報共有を実施した。

実施状況に対する評価

- サポートステーション、「かならいん」とともに、DV、虐待、いじめ、妊娠SOS等、さまざまな専門的な支援に取り組む関係機関との連携を深め、情報共有を図っていく必要がある。
- 弁護士、医師、公認心理師等、異なる職種の見地から、個人情報の取り扱いには十分留意しながら、犯罪被害者等支援について情報交換、議論できる仕組みづくりを進める必要がある。特に子どもに対し、学校や教育委員会、市町村、県、県警察が連携した支援体制を構築する必要がある。

2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

(1) 経済的負担の軽減

① 生活資金貸付の実施

第3期推進計画

- 当座の生活資金に困窮する犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、被害にあったことで生じる医療費などの不測の経費等について貸付を行います。
- より被害者のニーズに沿った経済的支援の提供ができるよう、保健福祉や医療など他の制度の活用も視野に入れ、関係機関との連携を強化します。

実施状況

- サポートステーションにおける経済的支援の一環として、生活資金の新規貸付を令和4年度に1件行った。

実施状況に対する評価

- サポートステーションにおける経済的支援の一環として、生活資金の貸付制度を運用しているが、新規貸付の実績が少ない状況であることから、貸付金制度について整理する必要がある。
- 生活資金の貸付制度以外に他の地方自治体で実施している経済的支援と比較しながら、犯罪被害者等にとって利用しやすい経済的支援のあり方について検討していく必要がある。

② 犯罪被害給付制度の周知等

第3期推進計画

- 犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるとともに、申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続きの迅速化に努めます。

実施状況

- 申請対象者への適切な案内と、申請に対する迅速な手続きを実施するとともに、県内各警察署における街頭キャンペーン等で周知を行った。

実施状況に対する評価

- 国の犯罪被害者等施策推進会議において、犯罪被害給付制度について、給付水準の大幅な引上げ等の検討を行い、必要な施策を実施することとされたため、今後の国の動きを注視する必要がある。

(2) 法律問題の解決への支援

① 弁護士による法律相談の実施

第3期推進計画

- 犯罪被害者等に対する支援を積極的に行っている神奈川県弁護士会と連携を図り、犯罪被害者等が抱える法的な問題について、犯罪被害者等が安心して相談できる無料法律相談を実施します。
- 死傷者が多数に上る事案など、事案の内容に応じて柔軟に対応します。

実施状況

- サポートステーションの支援の一環として、神奈川県弁護士会所属の犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談を、令和元年度から令和4年度までの4年間で558件実施した。

実施状況に対する評価

- 犯罪被害者等は、これまで経験のない、刑事裁判への参加等の様々な刑事手続きに関与することになるため、犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法的支援は極めて重要である。犯罪被害者等の様々なニーズに対応するため、2回まで相談料を県が負担するしくみとなっており、犯罪被害者等の支援に大きく寄与している。
- 犯罪被害者等の希望により、法律相談を担当した弁護士が裁判を担当することも可能であり、犯罪被害者等にとっては大変効果的な支援となっている。
- 事案の内容によっては、県民以外の犯罪被害者等に対する支援が必要になる場合も想定されるが、実際に発生した場合にどのような対応ができるか整理しておく必要がある。

(3) 日常生活の支援

① 付添支援の提供

第3期推進計画

- 犯罪被害者等が、公判、捜査協力や、行政手続などにかかる負担を少しでも軽減できるよう、付添いによる直接支援を、ノウハウのある民間支援団体と連携・協働して提供します。
- 検察庁、裁判所等への付添支援等について、引き続き、安定して支援を行える人材の確保・育成に努めます。
- 検察庁、裁判所等への付添支援等について、引き続き、保育を含めた柔軟な対応に努めます。

実施状況

- サポートステーションの支援の一環として、NPO法人神奈川被害者支援センター支援員による検察庁、裁判所等への付添支援を、令和元年度から令和4年度までの4年間で1,382回実施した。
- 県警察（警察官、心理員）による法律相談等への付添支援や代理傍聴等を、令和元年度から令和4年度までの4年間で3,477回実施した。

実施状況に対する評価

- 支援員や警察官、心理員等が付き添うことにより、犯罪被害者等の不安を和らげることができ、裁判参加等への精神的な負担を軽減につながっている。付添支援は、犯罪被害者等の権利を担保するために重要な支援であることから、充実・強化について検討する必要がある。

② 生活支援の充実

第3期推進計画

- 家事等の日常生活支援について、市町村と情報交換を進め、市町村の取組との連携を含めて検討し、支援の充実を図ります。

実施状況

- 市町村における家事・育児・介護に関する日常生活支援や、配食支援、一時預かり等の生活支援の内容等について、情報交換を進め、連携を行っている。

実施状況に対する評価

- サポートステーションの取組として、裁判所等への付添支援の中では保育についても柔軟に対応しているものの、生活支援への対応は十分ではない中で、犯罪被害者等がアクセスしやすい市町村の保健・医療・福祉部門との連携は非常に重要である。サポートステーションから、市町村の相談・申請窓口へつなげるとともに、市町村に対しての助言等の支援を進めるべきである。
- 犯罪被害によるトラウマやPTSD等により、日常生活に困難をきたしている犯罪被害者等に対しては、令和6年4月1日に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」における関連事業との連携も必要となるとともに、男性やLGBTsの犯罪被害者への支援についても、中長期的に検討していく必要がある。

(4) 心身に受けた影響からの回復

① 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施

第3期推進計画

- 犯罪被害者等が受けた精神的被害から早期に回復できるよう、犯罪被害者等のニーズに応じ、適切なカウンセリングを実施します。
- 臨床心理士の資格を有する警察職員等による、初期的段階からのカウンセリングを実施します。
- 犯罪被害者等へのカウンセリング事業にノウハウのある民間支援団体と連携・協働し、臨床心理士等によるカウンセリングを実施します。特に、死傷者が多数に上る事案など、事案の内容に応じ柔軟に対応し、犯罪被害者等がより支援を受けやすい形での実施について検討します。
- カウンセリングを通じて精神科医療の提供が必要と判断された場合など必要に応じて、保健所等関係機関と連携し、精神科医療の受診につなぎます。

実施状況

- サポートステーションの支援の一環として、NPO法人神奈川被害者支援センターの登録カウンセラーによるカウンセリングを、令和元年度から令和4年度までの4年間で延べ413回実施した。
- 県警察の心理員によるカウンセリングを、令和元年度から令和4年度までの4年間で延べ1,879回実施した。

実施状況に対する評価

- 精神的被害の大きい犯罪被害者及び親族に対してのカウンセリングは、犯罪被害者等の精神的被害の回復に寄与するものであり重要である。「かならいん」への相談者も含めて、精神的な医療が必要なケースは保健所や精神保健関係機関、精神科医療機関等を紹介する等、犯罪被害者等のニーズに応じて、もっとも適切な制度が利用できるよう、関係機関との連携を強化していく必要がある。
- 犯罪被害者等の年齢やニーズに沿ったカウンセラーを紹介できるようにすることが必要である。また、あわせてカウンセラーの資質向上等に取り組む必要がある。

② 精神科の受診の支援

第3期推進計画

- 犯罪被害者等が精神科の受診が必要と考えられる場合に、適切な医療に繋げるための、費用を公費負担します。

実施状況

- 精神科受診の必要性が認められる犯罪被害者等を適切な医療に繋げるため、令和元年度から令和4年度までの4年間で延べ52人193回、医療費の一部を公費負担した。

実施状況に対する評価

- 令和元年度には9人16回であったが、令和4年度には22人132回となっており、精神科受診における医療費一部公費負担の伸びは大きく、ニーズが高い。精神的被害の大きい犯罪被害者等にとって、精神的被害の回復に寄与するものであり重要である。
- 一人ひとりに合う薬の調整や、裁判等の進行する中で節目ごとに受診するなど、何度も精神科の受診が必要となる犯罪被害者等も多いため、精神科における医療費公費負担の上限について、見直していく必要がある。

③ 自助グループの紹介

第3期推進計画

- 民間支援団体とも連携し、犯罪被害者等が同じような苦しさ、つらさを抱えた者同士で、互いに語り合う中で、支え合っていくことを目的として集う自助グループについての情報収集に努めるとともに、必要に応じて、犯罪被害者等に対して自助グループを紹介します。

実施状況

- サポートステーションや、「かならいん」の相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介した。

実施状況に対する評価

- 犯罪被害者等の回復にとって、自助グループの果たす役割は大きいため、当事者団体の活性化を図ることが望ましい。また、自助グループのみならず、グリーフケア等の当事者団体の情報収集を行う必要がある。

(5) 一時的な住居の提供等

① 緊急避難場所（ホテル等）の提供

第3期推進計画

- 被害直後の避難場所として、被害の態様や再被害の恐れなどを考慮した上で、犯罪被害者等の利便性に配慮したホテル等を提供します。
- なお、ホテル等の提供については、原則3泊までとしますが、犯罪被害者等の状況に応じて例外の運用を検討します。

実施状況

- 被害直後の緊急避難場所として、令和元年度から令和4年度までの4年間で延べ12件、ホテル等を提供した。

実施状況に対する評価

- 自宅が被害現場になった場合など、一時避難できる場所を提供することは、犯罪被害者等の精神的、身体的な負担の軽減となっているが、一時避難後の住居の確保が困難な場合もある。県警察や市町村等と連携して、一時避難できる期間を確保するとともに、一時避難後の情報提供を充実する必要がある。

② 住居の確保への支援

第3期推進計画

- 犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅への入居による支援を行います。また、市町村営住宅の一時使用等について、市町村と連携した取組を進めます。
- 県営住宅については、犯罪被害者等が利用しやすいよう居室の環境整備等を行い、活用を促進します。
- 犯罪被害者等の転居へ向けた支援として、民間団体と連携し、民間賃貸住宅に関する情報提供を行います。

実施状況

- サポートステーションでの支援の一環として、犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅2戸を確保しているが、令和元年度から令和4年度までの4年間で利用実績はなかった。
- 民間団体の協力のもと、サポートステーションでの支援の一環として、犯罪被害者等への民間賃貸住宅に関する情報提供を、令和元年度から令和4年度までの4年間で17件行った。

実施状況に対する評価

- 県営住宅について、速やかに入居できるよう備え付けの家具家電をより充実させる等、犯罪被害者等が利用しやすくなるよう、工夫する必要がある。
- 居住地で被害を受け、住み続けることができなくなった犯罪被害者等にとって、精神的負担により転居先や引っ越し業者を探すことが難しい場合が多いため、民間賃貸住宅に関する情報提供などの支援を充実する必要がある。

3 県民・事業者の理解の促進

(1) 県民・事業者の理解の促進

① 犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進

第3期推進計画

- 犯罪被害者等への理解を促進するために、様々な媒体を活用した広報を行うとともに、様々な機会を捉えて市町村や関係機関・団体等と連携した普及啓発を行います。
- また、犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせ、インターネット環境を含めた二次被害の深刻さをはじめ、犯罪被害者等の置かれた状況や支援や配慮の必要性について理解を深め、自らできる支援や配慮について考える契機となる「犯罪被害者等支援キャンペーン」を実施します。
 - ・市町村の広報紙や庁舎ロビーの活用など市町村と連携した広報・普及啓発の実施
 - ・民間支援団体と連携した犯罪被害者等支援キャンペーンの実施

実施状況

- 県、県警察、民間支援団体の三者の主催により、犯罪被害者等支援キャンペーンを県内各地で実施した。なお、令和2、3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、犯罪被害者等支援キャンペーンにかわり、県庁ロビーで犯罪被害者等支援パネル展を実施した。
- 市町村の広報紙や庁舎ロビーのパネル・モニター、市町村主催の会議・イベント、地域防犯ボランティアセミナー等での普及啓発を行った。

実施状況に対する評価

- 犯罪被害者週間を中心に、犯罪被害者等支援キャンペーンを県内各地で実施するとともに、市町村と連携した普及啓発活動を実施しているが、県民への浸透はまだ十分とは言えない。

② 犯罪被害者等理解促進講座の実施

第3期推進計画

- 市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、理解促進を図ります。(再掲)
- 学校、地域、事業者団体と協働し、犯罪被害者等の生の声を伝え、既存の教材(DVDなど)を活用するなど、被害者等の受けた痛みや苦しみなどについて犯罪被害者等の声を伝え、インターネット環境を含め、二次被害を生じさせないような配慮の必要性と犯罪被害者等への理解の促進を図る講座を県内各地で実施します。
 - ・学校や事業者団体の会合等での理解促進講座の実施
 - ・市町村と協働した地域住民等を対象とした理解促進講座の実施
- 中学生及び高校生を対象に、被害者等の実情を伝えることで、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者にも加害者にもならない気運の醸成を図るため、「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さを学ぶ教室作文コンクール」を開催します。

実施状況

- 市町村と連携した犯罪被害者等支援についての講演会や、市町村や学校、団体等と連携した犯罪被害者等への理解促進講座を令和元年度、令和4年度の2年間で21回開催し、延べ1,391名が参加した。なお、令和2、3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。
- 中学生・高校生を対象に、「いのちの大切さを学ぶ教室」を令和元年度、令和2年度の2年間で、64回開催した。なお、令和3、4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。また、「大切な命を守る作文コンクール(※令和元年度から名称変更)」に、令和元年度から令和4年度の延べ4年間で延べ3,311点の応募があった。

実施状況に対する評価

- 「いのちの大切さを学ぶ教室」、「大切な命を守る作文コンクール」に加え、「生命の安全教育」等が実施されているが、子どもたちが被害者、加害者、傍観者にならないよう、教育現場での機運醸成をより充実する必要がある。

- 学校教員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに対しても、犯罪被害者等支援に関する研修を行う必要がある。
- 大学生に対し、被害防止や支援に関する理解促進講座を行うことが望ましい。
- 犯罪被害者等支援の取組をより広く知ってもらうきっかけになるよう、社会福祉士、精神福祉保健士、公認心理師などの団体と連携し、対人専門職の講師を派遣することが望ましい。

③ 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした 県民運動の展開

第3期推進計画

- 安全・安心まちづくりの推進体制である「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を犯罪被害者等支援における推進体制としても位置づけ、犯罪被害者等支援についても県民総ぐるみ運動として展開します。
 - ・協議会参加団体による自主的な取組の促進（情報提供等）
 - ・広報・普及啓発における協議会参加団体との連携

実施状況

- 犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会には、地域団体、事業者、行政機関など県内164団体が参加している。犯罪被害者等についての理解促進を重点目標の一つとする行動計画を決定するとともに構成員に対し、県の犯罪被害者等への支援の取組を説明した。また、協議会参加団体に対し、理解促進講座の実施やサポートステーション、「かならいん」の広報への協力等を依頼した。

実施状況に対する評価

- 犯罪被害者等支援についての理解の促進を重点目標の一つとして、県民運動を展開しており、県民等の理解促進に向け、成果をあげている。

4 犯罪被害者等を支える人材の育成

(1) 犯罪被害者等を支える人材の育成

① 犯罪被害者等支援員養成講座の実施

第3期推進計画

- 犯罪被害者等支援の裾野を広げ、被害者等からの電話相談に応じる相談員や裁判所等に付添支援を担う支援員を養成するための支援員養成講座を実施します。

実施状況

- 犯罪被害者等からの相談対応や裁判所等への付添支援を行うボランティアを養成する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施し、令和元年度から令和4年度の延べ3年間で、初・中級編を延べ78名、上級編を延べ59名が受講した。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

実施状況に対する評価

- 犯罪被害者等支援ボランティア養成講座は、初中級・上級各50時間と、他の都道府県と比較して充実したカリキュラムとなっている。

② 支援者、相談員等に対する研修等の実施

第3期推進計画

- 県職員、県警職員、市町村職員等を対象に、研修や講演会を開催し、犯罪被害者等の心情、二次被害の防止、県の支援策全般について理解を深め、被害者支援に携わる職員の資質向上を図ります。
- 支援者、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施します。
- 性犯罪・性暴力被害者への対応として、産婦人科など医療従事者等の育成を図る研修会等を実施します。

実施状況

- 令和元年度、令和4年度の2年間で県職員を対象とした人権研修へ4回講師派遣した。また、市町村と協働で市町村職員等に対する研修を延べ7市、延べ9回行い、犯罪被害者等支援に携わる地方自治体職員の資質向上を図った。
- サポートステーションや「かならいん」の支援者、相談員に対し、性犯罪・性暴力被害支援者研修や、相談技術向上のための研修を実施した。
- 産婦人科の医療従事者等を対象とした研修や、地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会を開催した。

実施状況に対する評価

- 医療従事者等を対象とした研修については、コロナ禍でやむを得ず中止になった部分が多いものの、研修を通じてスキルアップを図っている。
- 特に若年層においては、インターネットを通じて犯罪被害にあうケースが増えている。多重の被害にあいやすい若年層に対する相談に応えられるよう、支援員、相談員等に対する研修が必要である。

③ 支援者、相談員等を支える取組の実施

第3期推進計画

- 支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等を実施します。

実施状況

- サポートステーションや「かならいん」の支援者、相談員に対し、メンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修を実施した。

実施状況に対する評価

- 犯罪被害者等から様々な相談を受ける中で、支援者、相談員等の二次受傷を防止するために、メンタルヘルスケアを行うことは重要である。

④ 支援ボランティア登録制度の運用

第3期推進計画

- 支援等を担う人材の裾野を広げるとともに、犯罪被害者等のニーズに即した支援ができるよう、支援ボランティアの登録制度を運用し、ボランティア登録者の拡大と活動の促進を図ります。
- 普及啓発ボランティアの活動の活性化を図り、犯罪被害者等支援についての理解促進を進めます。
- 「生活支援ボランティア」のあり方については、市町村を交えて検討を行い、ボランティア登録制度の見直しを検討します。

実施状況

- 犯罪被害者等支援を担うボランティアの募集を行い、令和5年3月末現在で107名がボランティア登録されている。また、登録ボランティアに対する研修を実施した。

実施状況に対する評価

- 支援等を担う人材の裾野を広げるためには、ボランティアの協力が不可欠であり、登録者の活動の活性化を図る必要がある。

資料2 令和5年度神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会

1 目的

県では、「神奈川県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）に基づいて策定した「第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「第3期計画」という。）により、犯罪被害者等支援施策を推進している。

令和5年度で第3期計画の計画期間が満了するため、次期計画策定の検討を行うとともに、条例改正の必要性についても検討するため、「令和5年度神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置した。

2 所掌事項

- (1) 神奈川県の犯罪被害者等支援施策のあり方について検討すること。
- (2) 神奈川県の犯罪被害者等支援施策の実施状況の検証に関すること。
- (3) その他、犯罪被害者等支援施策の推進上、必要な事項に関すること。

3 検討委員会委員

犯罪被害者等支援の実務や実態に精通した有識者や支援関係者等 9名

	氏名	役職名
有識者	天野 康代	神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会 副委員長
	伊藤 富士江 ○	上智大学総合人間科学部 元教授
	植田 啓	神奈川県産科婦人科医会 理事（女性保健部担当）
	太田 達也 ◎	慶應義塾大学法学部 教授
	勝島 聡一郎	精神保健指定医、江田記念病院
支援関係者	山本 潤	一般社団法人 Spring 幹事 茨城県立医療大学保健医療学部 助教
	渡邊 保	被害者が創る条例研究会 世話人 新全国犯罪被害者の会（新あすの会） 副代表幹事
行政	押切 和美	茅ヶ崎市くらし安心部市民相談課長
	山根 達矢	川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課長

(注) ◎座長 ○座長代理。敬称略。区分毎に五十音順で掲載。

資料3 神奈川県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図り、もって安心して暮らすことができる県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、県内に住所を有するものをいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗中傷等^{ひぼう}によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害その他の被害をいう。
- (4) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、地域社会で再び平穩な日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (5) 犯罪被害者等支援施策 県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
- (7) 県民等 県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに民間支援団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、すべての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重され、及び犯罪被害者等が犯罪等により壊された日常生活を早期に回復できるよう犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、すべての県民が犯罪被害者等を共に生きる地域社会の一員として尊重し、犯罪被害者等の置かれている状況についての理解を深め、及び二次被害が生じることのないよう十分配慮して、それぞれの立場における自発的な取組を行うことができるよう推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な日常生活を

営むことができるようになるまでの間において様々な支援が必要であることを踏まえ、県、県民等及び市町村が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合的な犯罪被害者等支援施策を策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、国、他の地方公共団体及び県民等との連携及び協力に努めるものとする。

3 県は、県民等による犯罪被害者等支援及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、県民等及び市町村に対し、情報の提供、啓発活動、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに際しては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等支援の推進に努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、犯罪被害者等支援を推進するとともに、犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援推進計画の策定)

第8条 知事は、犯罪被害者等支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「犯罪被害者等支援推進計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等支援推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、犯罪被害者等支援推進計画を定め、又は変更しようとするときは、県民等及び犯罪被害者等その他の関係者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、犯罪被害者等支援推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第10条 知事及び公安委員会は、民間支援団体と連携し、及び協力して、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、犯罪被害者等支援を一体となって実施するために必要な総合的な支援体制（次項において「総合的支援体制」という。）を整備するものとする。

2 総合的支援体制の整備に当たっては、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と緊密に連携し、犯罪被害者等がどの機関及び団体を起点としても同様に必要とする支援が受けられるよう努めるものとする。

(経済的負担の軽減)

第11条 県は、犯罪被害者等の日常生活に支障を来すことがないように、犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(弁護士等による相談体制の充実等)

第12条 県は、二次被害を防止し、及び犯罪被害者等が犯罪等に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等支援に精通している弁護士等による相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第13条 県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、病院等への付添い、家事、育児その他の日常生活の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第14条 県は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるよう、心理相談その他の必要な施策を講ずるものとする。

(一時的な住居の提供等)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第16条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等が二次被害を受けることなく、適切な支援を受けることができるよう、行政機関の職員、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体の業務に従事する者その他の関係者に対し、犯罪被害者等支援に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第17条 県は、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体及び民間支援団体を組織しようとする者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進できるよう、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第18条 県は、県民が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう、情報の提供、啓発活動、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(事業者の理解の増進)

第19条 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を推進できるよう、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第20条 県は、県民等、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と連携して、犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、県民等、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と連携して、当該管轄区域における犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

(地域における犯罪被害者等支援の推進)

第21条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止する等地域における犯罪被害者等支援を推進するため、地域において犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進する民間の団体その他の地域に密着した活動を行う民間の団体に対し、防犯及び犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(緊急支援の実施)

第22条 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体及び市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と協力して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、当該事案の発生直後における情報の提供、病院等への付添い、精神的な不安の軽減その他の必要な緊急支援を実施するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例の一部改正)
- 2 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成 16 年神奈川県条例第 65 号）の一部を次のように改正する。
 - 第 5 章を削る。
 - 第 6 章中第 32 条を第 31 条とし、第 33 条を第 32 条とする。
 - 第 6 章を第 5 章とする。
 - 第 7 章中第 34 条を第 33 条とする。
 - 第 7 章を第 6 章とする。(検討)
- 3 知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 則（令和 2 年 7 月 17 日条例第 60 号）
この条例は、公布の日から施行する。



神奈川県

くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課横浜駐在事務所
横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 〒221-0835 電話(045)312-1121(代)内線 3431